

# 水道決算審査特別委員会

平成17年6月14日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎浦野 圭司	○嶋田 善行	松田 正	飯高 昭二
小野 隆雄	三木 誓士	木澤 正男	中西議長

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
上下水道部長	池田 善紀	上 水 道 課 長	水田 美文
同 課 長 補 佐	勝眞 基好	同 課 長 補 佐	井上 究
同 吏 員	松田 人士	下 水 道 課 長	谷口 裕司
同 課 長 補 佐	上田 俊雄	代表監査委員	辰巳 忠次
監 査 委 員	木田 守彦	監 査 書 記	佐藤 滋生

## 3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、松田委員

議長

おはようございます。

本日、水道決算審査特別委員会を開催いたしましたところ、委員の皆さんには早朝からご出席いただき、ありがとうございます。

ただ今から、本会議から付託を受けました認定第1号、平成16年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、の審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして、本委員会の正副委員長を互選いただきますため、暫時休憩をいたします。

（午前9時00分 休憩）

（午前9時00分 再開）

議長

再開いたします。

休憩中に互選をいただきました結果、委員長には浦野委員、副委員長には嶋田委員が互選されましたので、お二人にはよろしく願いをいたします。

それでは、浦野委員には委員長席にお着きをいただきます。

暫時休憩をいたします。

（午前9時00分 休憩）

（午前9時01分 再開）

委員長

再開いたします。

皆様のご推挙によりまして、水道決算審査特別委員会委員長を努めさせていただきます。嶋田副委員長とともに委員会の運営にあたらせていただきますので、皆様のご協力よろしく願いいたします。

理事者各位におかれましても的確な説明、答弁をされるよう努められ、スムーズな審査が出来ますようお願いをいたしておきます。

それでは、ここで署名委員を委員長において指名いたします。  
嶋田委員、松田委員の両委員を指名いたします。両委員にはよろしく  
お願いいたします。

始めに町長の挨拶をお受けします。町長

( 町長あいさつ )

委員長 それでは、本会議から付託を受けました認定第1号、平成16年度  
斑鳩町水道事業会計決算の認定について、を議題といたします。

最初に、辰巳代表監査委員さんから決算審査意見書に基づく報告を  
受けた後、委員皆さん方から意見書に対してお尋ねしたいことがあり  
ましたらお受けしたいと考えますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 それではそのように進めてまいります。

監査結果の報告をお受けするまえに、決算審査意見書のなかで数値  
等に一部誤りがあり、お手元に正誤表が配布されております。議会事  
務局長から訂正個所の報告を願います。浦口議会事務局長

( 訂正内容説明 )

委員長 それでは、辰巳代表監査委員から審査結果に基づき、ご報告をお受  
けします。

代表監査 委員長 それでは平成16年度斑鳩町水道事業会計決算審査意見を申し上げ  
委員 たいと思います。

事務局長から言っていただいたように、十分に目を通していなかった  
ので、訂正いただき、申し訳ありません。

すでに皆様方のお手元に水道事業決算審査意見書をお持ちでござい

ますので、お読みいただいていると認識いたしまして、若干補足しながら簡単に申し上げたいと思います。

審査の概要でございますが、審査の期間は平成17年5月16日、上下水道部に赴きまして、提示いただきました決算書類、付属書類、帳簿、そうしたものを見させていただきまして、審査を実施いたしました。なお、その後、各数値のいろいろな分析、あるいは検討、あるいは意見のまとめなどに、日数を要しまして、最終の意見をまとめたのが26日で、審査の期間を5月16日から26日までとさせていただいております。

審査手続きは、記載の通りで、証憑突合、あるいは計算突合、そうした通常の審査手続き、それからその他の必要な審査手続きを実施いたしました。

次に、決算書類の記載および表示方法につきまして、地方公営企業規則の会計規則、その他に準拠すべき法令、規則に従っているかどうか、あるいは公共的事業として経済性を発揮して運営されているかどうか、あるいは利用料金の算定が公正妥当な会計基準、原価計算基準に基づいた適正な原価を反映しているかどうかについても、分析的手続きを行いまして、確かめさせていただきました。検査の結果は2ページの冒頭に書いておりますとおりでございます。審査に付された平成16年度斑鳩町水道事業会計決算書類は関係法令に準拠して作成されており、当事業年度の経営成績および当事業年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

以下は事業の概況でございます。そこに書いてある通りでございます。少し補足しておきたいと思います。

まず、2ページの下段、損益計算書の16年度、15年度の比較でございますが、これは消費税抜きで営業収益、以下当期純利益まで前年度と比較をしたものでございます。営業収益は若干上回っております。給水収益はわずかに減少しておりますが、その他の営業収益が増加しておりますために営業収益は若干増えました。それから、営業費用は、後でも触れたいと思うんですが、緊急地域雇用創出特別交付金に基づ

く管路情報構築事業の費用を営業費用に入れておられますので、それが前年より1,800万円増加しておるといことで、営業費用は若干増えたということになっております。同額の収益を他会計補助金ということで町からもらっておられますので、損益には関係ないのですが、町からもらわれた収益が営業外収益に上がっておりますので、営業利益はその分低くなっております。いずれまたその点につきましては、後ほど申し上げたいと思います。

3ページの収益的収入および収益的支出でございますが、これは税込みで表示いたしております。先ほどは消費税抜きの表示でございますが、こちらは消費税込みで、予算と対比をいたしております。

収益的収入は表のとおり、水道事業収益、予算額を少し上回っており、予算を達成して976万7,000円、予算を超過して収入が計上されております。支出の方は、予算に対しまして、不用額5,958万となっておりますが、予備費が872万2,000円残っておりまして、予備費を除きますと5,085万8,000円の不用額が出ているということになる訳でございます。そこには書いておりませんが、平成14年、15年との比較でみますと、平成14年も15年も、営業収益はいずれも予算に対して未達、要するに達成しておられなかったんですが、本年度は予算を超えて収益が計上されたということになっております。逆に、費用の方は不用額が予備費を除きまして、前年より1,800万円、不用額が増加しております。先ほど申し上げましたように、5,080万8,000円と非常に多額に上っております。これは去年も申し上げましたが、費用は毎年、相当の不用額が出てくる。これは結局、水道事業を運営していくのに費用予算が足りなかったら困るということで、やや多目の費用予算を組んでおられるからだろうと思います。本当は、予算で行きますと、水道事業収益が8億3,494万6,000円、費用が8億7,256万1,000円、その中には予備費が含まれておりますが、予算どおり執行されますと大赤字になります。補正後の予算で予備費を除きまして、このとおりになりますと2,889万3,000円の赤字になります。通常、

事業経営していくのに、赤字の経営計画は立てられない。しかし、実際には黒字なんです。費用を多めに予算を採っておられるからだと、こういうことからだと思われます。去年も申し上げたのですが、費用を甘い目に予算計上されて、そして損益を厳しく、逆にマイナスになるように予算を組んでおられる。本来、事業会社であると逆であって、採算が合うように予算を組んで利益を出す。費用予算は厳しく組んで、その範囲で収めるようにする。多目に組んでその範囲で使うのではなく、きちきちいっぱい組んで、その中で執行していく、そして、足りなかったら補正をする。これが本当ではなかろうかと、去年も申し上げたのですが、損益を本当は黒字予算にするべきであろうと、普通からみれば、そういうふうになるのではないかと思います。

ただ、私がそういうことを申し上げたからかどうか分かりませんが、平成17年度の予算はこの間見せてもらいましたら、予備費を除きまして、1,595万3,000円黒字予算となっております。

次に、資本的収支、これは、資本的収入とはいろいろな工事負担金だとか、そうした資本的収入、それから、設備投資、そうした資本支出、こうしたものの収支でございます。

資本的収入は予算に未達でございます。僅かでございますが、未達成。それから、資本的支出は不用額が2,848万円、残っております。収益的収支は3,173万3,000円の黒字で、資本的収支は1億6,117万4,000円の赤字でございます。やや資金の支出の方がトータルすると多い訳でございますが、この部分はそれ以上の減価償却費、あるいは引当金繰入、あるいは当期純利益の金額の方が大きかった、そういった自己金融で賄われておりまして、資金繰りは先ほど町長が申されたように、若干増加しております。留保資金は増加しております。

次に、設備の状況であります。本年度は大掛かりな設備の改良、新設はございません。老朽管更新事業、あるいは公共下水道築造工事でそれに伴う設備投資が行われておりまして、前年比較、5,200万円ほどの改良工事費が増加しております。記載しております、いろ

いろな配水管布設工事、老朽管更新事業の工事、2件、9件、13件、6件、いろんな件数がでておりますが、それは、委託は委託、工事は工事、全て1件ずつ計上されておりました、それから建設仮勘定、まだ未完成なものについても、その件数に入れられております。だから、その分、完成した設備の件数とは合わないかも知れませんが、着手した工事、全部を件数に入れておるわけでございます。

業務の執行状況でございますが、第4表、14年、15年、16年比較形式で書いておりますが、表の通りでございます、給水戸数は97戸増加しております。その他の給水能力だとか、その辺は前年と移動がありません。ほぼ、その給水能力は同じ、同程度のレベルを維持されております。県水の受水量は毎年若干ずつ減り続けております。有収水量あるいは有収率等の数字はほとんど前年と変動はございません。

次に5ページ(4)経営成績でございますが、そこで書いてあります通り、非常にいい決算でございます、給水戸数は増加したものの、給水収益は若干減少している。しかしその他の営業収益の増加により、営業収益は先ほど申し上げましたように、コンマ1パーセント増の7億5,500万円となっております。収益というのは、会計用語では利益の元となる収入といった事でございます、利益ではございません。要するに企業で言いますと売上高の事を言うわけですね。それから、営業費用の方は県水受水費が減ったものの、前年度に引き続く緊急地域雇用対策事業の増枠、前年度に比べて1,800万円増えております。その為に前年比若干増加の7億7万9,000円になりました。営業費用の中に3,202万5,000円、この管路情報構築費用が含まれております。これを除いて見ますと、そこに書いてありますように、前年比較で672万6,000円の減少、要するに営業費用は年々減らしておられる。非常に、何と言いますか、合理化を図られておるといふ事になると思われまして。それから営業外費用でございますが、支払利息、高利子率の企業債の繰上償還が行われておりますので、支払利息が減ってきておる、といった事で、不納欠損処理

額9万円の損失を引きまして、2,930万1,000円の前年に比べて大幅な増益決算となっております。それからその一番終りの2行で、なお、未処理となっていた前年以前の不在資産についての資産減耗処理は、すべて除却が行われ不在資産の処理は完了した。これを申し上げているのは、そういった将来、資産減耗費が出て来ないという意味ではありません。一応今まではこういった資産はもう、帳簿と合っておらないという事を掴んでおられたんですが、そういった資産減耗費の予算をとってないので落とせないという事で繰り延べてこられた。それを、はっきり分かっているものを処理なさってなかったのを処理なさったという事でありまして、そういったものは一応解消した。資産の減耗は、これはまだまだ、どんどん出てくるわけでございまして、そういったものは当然必然的に企業を経営して参りますと出てまいります。減価償却資産の管理というのは、非常に現物管理というのは難しいわけでございまして、どんな事業会社に行きましても、いろんな機械だとか工具だとか大量に持っておられます。これが台帳と合っているかどうかと言ったら、合わしようがないという事ではありませんが、非常にそういった現物管理、個別管理していくのは非常に難しい。同種同型の資産がいっぱいあるんです。機械だとかそういう備品類には。そうすると、何十個、何百個ありますと、それが台帳のとおり合っているかどうかというのはなかなか確かめにくい、これは企業の資産管理上一番難しい問題であります。だから、この水道事業におきましても、そういった資産減耗が将来出ないという事ではありません。これは、自然に滅失する事もありますし、あるいは入れ替えた時に除却を忘れる事もそれは、たまにあります。それから間違っただけで台帳から落とす事もあります。そういったような間違いというのは当然起きるわけでございまして、それに完璧に間違いないように、大勢で手間隙かけて事業経営するわけにはいきませんから、必ずそういったものは残ってきます。だから、将来に資産減耗費が出ないという意味ではございませぬ。一応分かっているものは全部処理なさったという意味でございます。企業の実務というのは、そういった実験室でや



っているではありません。理論というのは必ず誤りが出るというものであって、実験室でやってきますと何も間違いが出ないという事になるんですが、実験室のような経営は行うわけにはいきません。

それから次に（５）財政状況でございますが、総資本は８，２６９万円増加し、６０億７，０６８万円と、昨年は６０億を割っておりましたが、一昨年並に再び総資産が６０億円を超えました。これは記中のそこに書いてありますとおり、設備投資、設備更新が減価償却費あるいは資産の、今申し上げました減耗処理こういったものを上回って、設備投資が行われているために、次に書いてありますように６，７３５万円の固定資産の純増があったために資産が増えた。これらは工事負担金あるいは国庫補助金あるいはそういった資本剰余金の受入れで賄っておられるという事で、財政状態に著しい変化は見られません。６０億円という総資産規模は、中企業の下くらいの、中堅企業の下くらいのクラスになるんですかね、上場会社で言いますと。２部上場クラスの資産規模かなというくらいの方になるかと思われませんが、６０億円というのは相当の金額で、給水家庭１戸当り６１万円というものが使われている。こういったインフラの整備には相当の費用がかかるという事を我々住民、あるいは利用者、よく認識して、こういったものを膨れ上がらないように、お互いに意識していくべきであろうと思います。

それからキャッシュフローの状況で、これは資金がどういうところから入ってきて、どういうところへ資金が出ていったという収支の状況であります。そこで書いてあります営業活動によるキャッシュフロー、それから投資活動によるキャッシュフロー、通常は営業、要するに本来の事業で儲かったお金、儲けたお金から入っている。利益で儲かっているお金。資金・・・それから、絶えず設備の更新をしていかんければなりませんので、設備投資に支出する。そういった利益で稼いだお金から設備投資に回したお金、それをフリーキャッシュフローと言うんですが、それが余っている方が企業経営としては危なくない、資金繰りが十分にいけている。それが、企業の稼いだお金よりも設備

投資の方が余計に出て行く、資金が流出してしまうと、それだけ資金が苦しくなるというものを表すというようなものでありますが、本年度は営業活動によるキャッシュフロー、儲けからの入ってきたお金が1億7,130万円、それから投資に出た資金が2億1,902万円で差引き4,772万円の資金が流出してしまった、という事でやや資金流出の方が多という事を示しております。それは、いろんな資本剰余金で充当しておられるという事でございますが、やや設備投資が稼いだ金よりたくさん出ている。それと、そこで長期の見通し、毎年言っておるんですが、そこで長期の財政見通しについては、借入資本金の返済がほぼ毎年自己金融を越える為、平成20年頃予定されている北部配水池の改修に伴う資金が不足する点については、前年に説明したところであると書いてますが、これ、実際にはちょっとそこは言葉足らずになっておりまして、借入資本金の返済は毎年の自己金融、といいますのは先ほど申し上げましたように減価償却費で資金流出しない費用でありますとか、資産減耗費だとか当期純利益であるとか、そういったようなもので資金を充当していくというものを、自己金融と言うんですが、それが借入資本金の返済の方が多いと書いているんですが、これはほぼ均衡あるいは返済の方がやや少ない目であるわであります、見通しではね。しかし、それ以上の毎年の通常設備投資がそれを上回っておりますので、若干資金が減ってくる。その言っております平成20年頃の大口の設備更新の時にはその部分が足りなくなるのではないかという事を申し上げているわけでございます。

それから(7)損益分岐点分析、要するに何ぼくらいの売上があったら損益がゼロになって、それ以上の売上があったら黒字になって、その分岐点より下の売上でありますと赤字になってしまう、そういった損益分岐点でございます。通常は1取引に必ず、商取引でありますと仕入れという変動費、製造をしておりますと原料費が要る。そうした、物を作るのに必ず伴って要るもの、これを変動費と言いますが、当水道事業の場合は県水の受水費だとかあるいは、自己水の薬品代だとか、そういったものが変動費になるかと思われるんですが、その損

益分岐点も非常によくなっております。固定費が1,267万円、今年度は下がっております。その中には先ほど申しました管路情報構築というのが3,202万円含まれておりますので、実際はそれ以上の固定費が下がってきているという事で、非常にスリムになってきております。それから変動費率も、49.3パーセントから48.2パーセント、これ、100円の物を売るのに必ず48円20銭だけは最低かかるといったものですね。その変動費率も好転しているという事で、損益分岐点の7億1,231万円が6億7,272万円と、3,959万円下方に好転しております。損益分岐点の位置は現在6億7,272万円の営業収益があれば水道事業は収支損益ゼロになる。それが、今年の7億3,004万円の給水収益に対する比率が92パーセントという事で、損益分岐点の位置が92パーセントの位置にある。これは一般企業の経営分析でいきますと、損益分岐点の位置が80パーセント代にあると非常に優秀な企業であるという風に言われております。80パーセント前後になるとほとんど問題ない、赤字になる事はないと言われておるんですが、公営事業、公共事業でございますから、これをどんどん下げる、下げっぱなしにすればいいというものではないだろうと思います。これはそこそこの、そんなに安くできるのなら、水道料金を下げてやれという事になりますから、これはこのくらいのものかという風に思われるところでございます。当面、給水収益、ほとんど今年は下げ止っておりますので、これが再び節水が行われて、どんどんどんどん5パーセントも10パーセントも給水収益が下がっていくという事であれば、これはまた赤字という事も考えられますけれども、現在くらいの給水収益の減少率でいきますと、当面、黒字を維持できるのではないかという風に思われるところでございます。

以上が個々のいろんな各数値の分析でございます。最後にむすびでございます。記載のとおりでございまして、非常に安定した経営をされている。企業債も利率の低いものにどんどん変わってきております。それから、過大な資産の除却も全部完了いたしました。非常に財務体質は強固になってきております。何があるか分かりませんが、通常の

状態でいきますとあんまり不安の材料は見当たらないという事かと思われます。そうしまして7ページの下のところでございますが、水道料金は平成10年に改定が行われて以来、7年間据置かれており、デフレ経済に起因している面もあると思われますが、経営努力が払われた結果であろうと思われます。この面からは優等生的な経営が行われているのではないかと思われます。極端な赤字は当分見込まれませんという風に思われますので、水道料金の改定というのは平成21年頃にひょっとして若干の改定という事も考えられたりしておるようでございますが、今の見通しではあんまりそういう事をしなくても回避できるのではないかと思われます。ただ、資金的には若干苦しくなっていくだろうという事、実質的に借換をしていかなければ資金としては回りにくいかなという風に思われます。それから若干会計処理面の事を書いているんでございますが、そこでは、8ページの6行目からでございますが、会計処理面に関しまして、以前から多少気になっている点でございますが、給水収益の未収計上がやや保守的になりすぎているのではないか。2月及び3月の検針によって確定した数値で出ているものについては、未収に上がっておりますが、検針後3月31日までの年度末までの経過期間についてのみなしで、見込みで計上しておられる収益は、若干その通常の正規の簿記の原則でいく、簡略でいく方法の範囲をやや逸脱しているのではないかという風に感じられます。每期同額のものをやっているから期間損益は差異はないという事のようにございますが、この金額が相当の金額になりますと、財政状態のところでは利益剰余金が変わってくるという事。そうすると財政状態を見た時の印象が変わるのではないかという事を申し上げます。ちよっといろんな会計用語の専門用語を使っているんですが、保守主義というのは、企業の収益、費用の計算は、保守主義の考え方というのがありまして、収益は控えめに、費用は発生した目一杯を計上しなければならない。そういった安全を見越して会計処理をなささいよ、という原則があるんですが、費用だとか収益と言うのは日々発生してくる。経済的には毎日毎日、収益というのは毎日ちよっとずつ上がって

いる。ただ、毎日計算できないから普通の物品販売では物を引渡した時に、収益が発生したという風に帳簿上は捉えるわけなんですけど、実際の収益は商品を仕入れて、営業活動をして、注文をもらった段階、そういった段階を通じてずっと日々日々収益というのは上がっていくんだけど、それはとらまえられないから、物を引渡した時に収益として認識する、という事を言っているんです。認識は、収益はそういう発生して引渡した地点、収益は日々発生していくんですが、物を引渡して管理責任を相手に渡した、そうすると引渡したものが破損しようが毀損しようが、それは相手の責任であって、うちの方の責任でないからその時が一番安全な時点だろうと。そこで収益が実現、実現という事を言うんですが、要するに法的に安定している、あるいは現金、現金等価物と同等になる、債権として保証されているという段階になった時に収益は実現したと見ましょ、だから収益はなるだけ実現であげなさいよと、まだ確定してない、まだあやふやである段階では収益は上げてはいけませんよ。逆に費用の方は発生したとみたらすぐに上げなさいと。費用はどんどんどん発生段階であげなさい。なるだけ保守的な会計をきなさいという事は書かれているんですが、そこに正規の簿記の原則という風に書いているんですが、経済的には費用というのは実際に収益を獲得するために、ある経済的なものが費消された時点で費用が発生した。だから物を買ったら費用ではありません。だから、いろんな工場でいろんな消耗品を使う。その従業員が作業服を着る。そうすると作業服を買って、その作業服を一年着ると日々費用が発生して、一年間にわたって費用が発生する。毎日毎日ちよつとずつ費用が発生する。しかし、そんな計算できないから僅かなものは買った時点とか、あるいはそれを買って倉庫に入れておいて、それを払い出して、もう使ったという時に全部費消してしまう。経済的に費消して・・・こういう風に認識しましょう。毎日毎日計算できないから、そういう風にしましょう。正規の簿記では本当は経済的には細かく綿密にそういったものを測定するべきだけれども、そんな事はできないから、そういった消耗品を払い出した時に経費にしてもよろしい

よとか、あるいは期間計算的に、例えば銀行、金融機関なんかは、貸したお金の利息は、これはきちんと計算します。一日貸し金が経過してても未収の利息をあげます。ところが一般事業会社が人にお金を貸してても、利息貰うまでは収益にあげません。そんなもん、契約でいくら利息を貰う。あるいは債権を持つてる、国債を持つてる、社債を持つてる、3月と9月に利息が入ってくる。そうすると5月で決算期なら、そうすると3月から5月の分は利息をあげないといけないという事になるんですが、そんな事はしなくてよろしい、そんな事は正規の簿記の原則の例外で、もらった時の収益にあげてもよろしい。僅かなものを入れてみたところで、大勢に影響ないんだから、簡便で帳簿の記帳しやすいような方がよろしいよ、という原則があります。その範囲を逸脱しているのではないかという事を申し上げているわけで、水道のメーターは11日から翌月の10日にわたって、一ヶ月の間検針をする、それを2ヶ月に一回なさる。西方面と東方面に分けて検針なさるそうなんですが、だから2月11日から3月10日までに検針された地域は3月10日の確定値が未収収益であがります。2月10日までに切った部分は次に3月11日から4月10日までの間の一ヶ月で2ヶ月分の検針をします。そうすると、この2月10日と3月10日に切った分は確定値というのはもう出ている。ところが過ぎた部分を月末までにみなしであげないといけない、なんぼか毎日給水している、それをある時点で切って、その後あげておられないという会計処理をなさっているから、それをあげると、かなりの金額になる。毎月の水道給水収益がだいたい7千万円くらいでありますから、10日間繰り延べるとこれはやっぱり1,500万、2,000万、何千万、二十日間計上が遅れておりますと3,000万、4,000万円となってくる。そうすると貸借対照表を見てもらいますと、貸借対照表のところで、利益剰余金というのは現在3,176万6,000円、10ページの左側の当年度の一番下のところではありますが、利益剰余金というところに、減債積立金と未処分利益剰余金、これが1,445万円と1,731万6,000円、3,176万6,000円、これ、

普通の企業の決算書でいきますと、長年事業をしてきて、利益の蓄積、利益の儲けの蓄積留保はこれだけしかありませんという数字、しかしこの水道事業は既に何年か前に利益剰余金から資本金に振替えられております、1億5,000万円だったかな。だから実際にはそれ以上の利益剰余金があるんですが、これだけを見る限りではわずか総資本が59億8,600万円あるうちに、利益で稼いで資本に充当しているのは3,176万6,000円しかないのかと見られるんですが、今言ったように未収収益が仮にもう3,000万円計上、期間計算で遅らせているのがあるとすると、利益剰余金が6,000万も7,000万もあるのと違うか。まずその見目が相当変わってくるのではないか。そういう事を申し上げてどこかでそれをもうちょっと合理的にした方がいいのではないか。やや、保守主義の原則、あるいは正規の簿記の原則から少し外れてはいないだろうかという事を申し上げておきます。それから、次に資産の設備改良時に8ページの真中のところでございますが、解体撤去費が必然的に生じるが、これが更新設備の取得価格に含まれている。理由は資本的支出予算の執行によるものであるから、収益的支出の処理は出来ないとの解釈のようですが、明確な規定はちょっと見当たらないのではないか。だから支出予算の執行と会計処理が異なっていってはいけない、という事ではないのではないか。どういう事かと言いますと、古い設備を更新します。そうすると古い設備を廃棄する時に解体撤去費だとかいろんなそういったもの、例えばこんな建物を壊してしまうとすると、建替えるとなると、こぼち賃が要る。こぼち賃は新しいものを建てたものの設備投資ではありません。それは古い物の撤去費用で、それは過去の年度にさかのぼって処理しなければならない費用なんです、経費なんです。それを新しい資産の設備投資の取得価格に入れますと、減価償却費で将来費用になって、将来の料金から回収しなければならないという事になり、過大な減価償却。これはもう、10年間にたった1回しかないというのなら別なんです、毎年そういう設備更新の毎に必ず100万、200万、300万というのが発生しますから、それが累積し

ていくと相当の金額になりますよ。それが先ほど初めのところで申し上げたように、収益的支出と資本的支出というのがありまして、これは予算をはじめに組まれます。その解体撤去費だとかそういったようなものは全部資本的支出の方の予算に入りますね。だから、資本的支出だから資本的支出で出したものを収益的費用で落とすと、収益的収支、先ほど言った赤字予算、黒字予算と言ってますが、それが費用がたくさん増えるから狂うやないかと。だから支出予算、資本的支出で出しているのだから、これは解体撤去費の費用はかかるけど、設備投資に入れているという事で、そういう風に処理しているようなところもいっぱいあるんだろうと思いますが、会計理論から言うところとちょっと違うのではないかという事を申し上げているわけでございます。間違いだと言いつつしているのではありません。会計理論上はそうすべきなんだけれども、公営企業の解釈としてそれはそうしたらいけないという事が解釈論としてあるならば、それは会計ルールからちょっと外れるけど、それはやむを得ない。やっぱり法令というものが優先になりますから、だからその辺は調べてくださいという事を申し上げているわけでございます。それからもう一つ、前年度に指摘したところがありますが、経営成績で既述の通り、緊急雇用対策事業にかかる3,202万円の補助金受入れは営業外収益の他会計補助金で計上され、支出は営業費用の管路構築費用で計上されております。だからそれだけもらってきた額と払う額が同額であります。3,202万、国からもらって町の一般会計を通して水道事業に出てきている。同額の支出を管路情報構築費用で支出計上されている。費用は営業費用に出ております。入ってきた方は営業外収益に計上されている。そうするとそれは完全に紐付きであるにも関わらず、収益は営業外、要するに本来の目的で入ってきた収益ではないというところにあげられている。費用の方は本来の営業費用になっている。これは普通の会計で言うところの表示の仕方は間違いだという事になるんですが、この公営企業というのは他会計補助金というのはどうも営業外収益にしかあげたらいけないのかなというような、規則になっていると言うんですか、表示の



標準事例を見ますと何かそんな風になっているみたいでありまして、それを、他会計補助金を営業外収益にいれるんなら、この支出は営業外費用でだすべきではないかというふうに思う訳であります。だから、そういう事をよく考えてもらいたい。その右側の9ページに比較損益計算書が書いてありますが、営業利益というのは真ん中の方にありますが、本来の営業でどのくらいの利益が出せるのかどうか、さらに雑収益、雑費用、そういったものを入れて、当年度の利益が幾らかというのを示す数字であって、何も意味がないんだったら、全部どんぶり勘定にして収益と費用だけ並べて、当期純利益だけ出したらいい訳です。ところがそういった営業利益だとか、経常利益だとか、当期純利益に分けて出しているということは、それなりに意味がある訳です。経常利益段階でいくら当期純利益が黒字であっても、営業利益がマイナスになっている企業ではなかなか銀行もお金を貸してくれません。営業でマイナスやないかと、本来の営業をしておったら赤字になるのと違うかと、だからそんな所にはお金は貸せませんと、そういった意味があるんです。そういった意味で営業費用、あるいは営業外収益、そういった区分に上げるというのはそういった面から本当はおかしいんですよという事を申し上げております。研究してみないと、私の会計理論だけでいける訳にもならないかも分かりません。

そういった会計処理上の若干どうかなという点がございます。先ほど申しました資産の個別管理、こういったものは統制勘定と個別台帳、全体、例えば配水管でありますと、町内全体の配水管、それから固定資産台帳、部分部分ごとに、ちぎって出来上がっております。そういったものを絶えず全体と個別の台帳と突合して行って、整合性があるかどうかを絶えず見ていかなければいけませんよと、それをうっかりとしていると、じきに台帳に漏れておるとか、だぶっているとか、出ますので個別管理を徹底して行かれるようにという事でございます。その他の点は、監査終了時点で水道部で申し上げておきましたので、ここではこれ以上申し上げることは控えておきたいと思っております。

以上でございます。どうぞ、参考にさせていただきまして、審査していただきますよう、ご清聴ありがとうございました。

委員長 辰巳代表監査委員におかれましては、大変ご苦勞さまでございました。ただいま報告を受けました、決算審査意見書について質疑があればお受けします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

辰巳、木田両監査委員さんには、あらかじめ決算審査意見書の報告の後、退席の申し出があります。これを許可することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。退席の申し出を許可いたします。辰巳、木田両監査委員さんには水道決算審査にあたり、詳細なご報告をいただきましてありがとうございました。委員長として心からお礼申し上げます。暫時休憩をいたします。

(午前9時45分 休憩)

(午前9時45分 再開)

委員長 再開いたします。

それでは、平成16年度斑鳩町水道事業会計決算の説明を受けることといたします。理事者の説明を求めます。池田上下水道部長。

上下水道  
部長 それではまず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

上下水道  
部長 それではご説明をさせていただきます。まず決算書の12ページをお願いします。

1. 概況についてでございますけれども、これにつきましては、朗読を持ってご説明申し上げます。

(水道事業報告書(1)総括事項 ア.業務状況朗読 )

上下水道  
部長 次に、イ.建設改良費でございますけれども、これにつきましては、14ページ、15ページでご説明をしたいと思いますので、14ページ、15ページをお願いいたします。各項目の工事別に工事内容、金額、工期等をお示しいたしております。詳細につきましては、割愛させていただきますので、ご参照よろしくをお願いいたします。なお、配水設備改良費は経年塩ビ管の更新、石綿管更新、下水道関連工事などで1億6,989万5,250円となっております。浄水場設備改良費で462万円、取水設備費で10号井戸、12号井戸のポンプ、2重ケーシングなどで1,597万7,850円、建設改良工事費合計で1億9,049万3,100円であります。また、施工にあたりましては、震災等突発的な配水管路事故での断水区域の範囲を出来る限り縮小するため、管路のループ化及び仕切弁の設置等、管網整備に努めているところであります。

それでは、また12ページにお戻りください。

ウ.の財政状況でございます。これにつきましても朗読をもって、ご説明申し上げます。

(ウ.財政状況朗読 )

上下水道  
部長 続きまして、13ページの(2)議会議決事項のご説明をいたします。

認定第2号、平成15年度の斑鳩町水道事業会計決算の認定についてであります。承認第8号につきましては、町長専決処分について承認を求めることについて、平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。これは、企業債の借り換えが許可になったことによる補正予算であります。議案第47号、平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。これは、人件費及び国庫補助金の補正であります。議案第19号、平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。これは、国庫補助金及び企業債の増額であります。議案第26号、平成17年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。

以上、いずれの議案につきましても、満場一致で議決あるいは、ご承認をいただいております。

次に、16ページをお願いしたいと思います。（1）業務量に関する事項のご説明をさせていただきます。

行政区域内人口については、28,765人で前年度より69人の減であります。年度末契約件数については9,906件で前年度より97件の増加であります。年間総給水量については、前年度とほぼ同量でより98立方メートル減少の340万3,272立方メートルであります。県水受水量については、前年度より6万605立方メートル減少の223万立方メートルです。年間有収水量については、前年度より7,649立方メートル減少の320万9,576立方メートルであり、有収率はほぼ前年度と同程度の94.3パーセントであります。有収率につきましては、水道経営、特に給水原価に大きく左右されることから、今日まで議会及び監査委員から強くご指摘をいただいているところであり、漏水調査を毎年度実施してきた結果、平成11年度では87.8パーセントで、県内平均を下回っておりましたが、近年は、県内平均を上回る率となりました。今後におきましても、前年度に引き続き実施しながら、早期発見、早期補修に努め、有収率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、別冊の資料の3、別冊の資料をお願いしたいと思います。資

料3の方に、平成11年度からの一戸当たりの口径別使用水量の推移、及び給水収益の推移を下の方に、上には一戸あたり、下には給水収益の推移をお示しいたしておりますけれども、上にありますように、各口径ともに、平成11年度の数值と比較いたしますと、平成16年度では約10パーセント各口径とも減少となっております。その推移をお示しいたしております。

恐れ入ります。また、16ページにお戻りください。

供給単価であります。前年度とほぼ同程度の1立方メートル当たり消費税抜きで227円46銭であります。給水原価につきましては、1立方メートル当たり消費税抜きで241円51銭であります。

続きまして18ページをお願いしたいと思います。中段④に給水原価構成をお示しいたしておりますが、構成比率が最も高いのが、4行目にあります受水費となっております。41.6パーセントとなっております。ちなみに1行目の人件費は、12.8パーセント、6行目の支払い利息は9.9パーセント、7行目の減価償却費は16.5パーセントとなっております。ご参考にしていただきたいと思っております。

17ページにお戻りください。17ページの(2)事業の収益及び費用に関する事項でございます。①水道事業収益であります。前年度より1,738万8,969円増額の8億771万2,578円あります。主なものでは、営業収益の給水収益では212万3,567円の減少の7億3,004万3,272円あります。営業外収益は前年度より1,648万3,094円増額であります。この理由としては他会計補助金で緊急地域雇用対策事業の補助金の増額であります。雑収益は、配水管事故等による賠償金であります。

②の水道事業費用は、前年度より321万4,012円減少の7億7,841万1,775円あります。営業費用では、前年度より408万081円増加の7億7万9,391円あります。主なものでは、原水及び浄水費では、県水の受水量の減少等により、前年度より、646万9,423円減少の、3億9,194万3,038円あります。

配水及び給水費では、緊急地域雇用対策事業として実施した水道管路情報の委託料で約1,800万円増額になったものの、配水管の修理費の減少により1,091万3,947円増額の8,913万1,983円であります。

減価償却費では、ほぼ前年度並みの1億2,807万9,783円、資産減耗費では、1,359万293円であります。

営業外費用は支払い利息の減少により、前年度より588万1,728円減少の7,824万2,639円であります。

支払利息につきましては、主に企業債の借換えを行なったことによる減少でございます。

雑支出につきましては、消費税の3条特定収入分であります。

特別損失の過年度損益修正損では、過年度分水道料金徴収不納欠損で8万9,745円あります。

24ページから26ページに平成16年度の収益的収支明細書を付けさせて頂いておりますのでこれにつきましては、ご参照をよろしくお願いいたします。

次に19ページからは会計でございます。

(1) 固定資産の取得であります。主なものでは、構築物の管工事については、総延長3,785メートルで1億3,072万5,000円の取得であります。機械及び装置では、902万5,000円、車両で95万8,915円、工具器具及び備品で23万円、量水器では、39万7,340円あります。建設仮勘定については、1,701万円であり、その内訳につきましては、29ページをお願いしたいと思います。この内訳につきましては、29ページの固定資産の明細書がございますけれども、下のほうに注記といたしまして、建設仮勘定の内訳を減少分と増加分の明細を付けさせて頂いておりますのでご参照をいただきたいと思っております。

恐れ入ります。次にまた20ページをお願いしたいと思います。20ページにつきましては、(2) 重要な契約の要旨であります。1千万以上の契約は8件で全て入札により契約を行いました。

次に21ページでありますけれども、(3)企業債及び一時借入金の概況であります。前年度末残高が20億3,758万7,052円、本年度借入額は、4,470万円で、これは全額借換債であります。また、本年度償還高は1億5,545万5,659円で、本年度末残高は19億2,683万1,393円であります。

なお、30、31ページには、企業債の明細書をお示しいたしておりますので、利率等も載せておりますので、これにつきましてはご参照をお願いいたします。なお、借り換えによりまして公営企業金融公庫分につきましては7パーセント以上の金利分は全てなくなったという事でございます。

21ページにお戻りください。(イ)一時借入金は行なっておりません。次に(4)その他の会計処理に関する事項であります。(ア)については、消費税の関係であります。(イ)は町の一般会計から補助金及び手数料の充当であります。高料金対策分の1,660万8,451円につきましては、高料金対策として第4次拡張分までの起債償還の利子分の3分の1を一般会計から補助金を受け入れをおこなっているものであります。(ウ)は減価償却の会計処理方法、(エ)は引当金の計上、(オ)はたな卸し資産について記載しております。以上が概況の報告でございます。

次に、諸表の説明に入らせて頂きます。まず2ページ、3ページをお願いしたいと思います。

(1)収益的収入及び支出についてであります。収入の水道事業収益では最終予算額8億3,494万6千円に対しまして、決算額8億4,471万3,219円、差引976万7,219円の増額となりました。

第1項の営業収益で、予算額7億7,897万7,000円に対しまして、決算額7億9,199万7,342円、差引き1,302万342円の増額。第2項の営業外収益では、予算額5,576万9千円に対しまして、決算額5,271万5,877円で差し引き305万3,123円の減額。

次に支出でございます。最終予算額8億7,256万1,000円に対し、決算額8億1,298万478円で5,958万522円の不用額となっております。予備費からの流用につきましては消費税支払いに流用いたしております。

第1項の営業費用では、予算額7億7,176万6,000円に対しまして、決算額7億2,256万882円で差引き4,920万5,118円の不用額で、不用額の主なものは県水受水費、修繕費、減価償却費等でございます。第2項の営業外費用では、予算額9,037万3,000円に対しまして、決算額9,032万5,365円で4万7,635円の不用額となっております。第3項特別損失では、予算額170万円に対しまして、決算額9万4,231円となっております。第4項の予備費では、127万8,000円を消費税の支払いのため営業外費用に流用し、872万2,000円の不用額となっております。

次に4～5ページでございます。(2)資本的収入及び支出でございます。

資本的収入で最終予算額1億9,386万8,000円に対しまして決算額1億8,642万円744万8,000円の減額であります。決算額の内訳としては、第1項の補助金では、786万6,000円であり、第2項の工事負担金では、1億3,385万4,000円、第3項の企業債では、4,470万円あります。

次に、資本的支出では、最終予算額3億7,607万8,000円に対し、決算額が3億4,759万4,459円であり、不用額は2,848万3,541円あります。内訳としましては、第1項の建設改良費では1億9,213万8,800円、第2項企業債償還金では、1億5,545万5,659円あります。また、表の欄外に書いていますように資本的収入額が資本的支出額に、不足する額1億6,117万4,459円は、消費税資本的収支調整額238万1,974円、損益勘定留保資金1億5,879万2,485円で補填したところであります。



次に6ページお願いしたいと思います。損益計算書の説明を致します。

1の営業収益では、給水収益、受託工事収益、その他営業収益の合計で、7億5,500万808円。2の営業費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費などの合計で、7億7万9,391円であり、差引き営業利益は、5,492万1,417円であります。次に3の営業外収益は5,271万1,770円であり、4の支払利息等の営業外費用は7,824万2,639円であり、差引き致しますとマイナス2,553万869円となり、そして営業利益から営業外損失を差引き致しますと、経常利益は2,939万548円でございます。

次に特別利益は発生いたしませんでした。

次に、特別損失でございますが平成10年度分の水道料金徴収不納額等で、8万9,745円となります。こうしたことから、当年度純利益は2,930万803円でございます。

前年度繰越欠損金は1,198万5,023円であり、結果として当年度未処分利益剰余金は差引して1,731万5,780円となりました。

次に7ページ、剰余金計算書でございますけれども、減債積立金で1,445万円、中ほどにあります、当年度純利益、2,930万803円、当年度未処分利益剰余金は、1,731万5,780円で、一番下でございます翌年度繰越資本剰余金は、工事負担金、国庫補助金、受贈財産評価額の合計で、34億2,722万6,338円であります。

次に8ページをお願いします。剰余金処分計算書(案)でございます。当年度未処分利益剰余金で1,731万5,780円の内、約4分の1の430万円を減債積立金、さらに約4分の1の430万円を利益積立金としたいと考えております。その結果、翌年度繰越利益剰余金といたしましては、871万5,780円となる処分計画であります。

続きまして9～10ページでございます。平成17年3月31日現

在の貸借対照表でございますが、まず9ページの資産の部でございますが有形固定資産の合計額は、中段にありますように、56億1,730万4,039円となっております。明細については28～29ページでございますので、ご参照お願いいたします。

次に、無形固定資産として30万83円であり、そうしたことから、固定資産合計は、56億1,760万4,122円であります。

次に、流動資産でございますが、まず現金及び預金が2億9,376万294円でございます。なおペイオフ対策につきましては、一般会計、土地開発公社と協議しながら、その対応を図っているところであり、定期預金は借入金と相殺できる範囲内とし、また普通預金は、利息のつかない決済性預金といたしております。

未収金は、1億5,417万6,640円であり、この内訳の主なものにつきましては、37ページをご覧いただきたいと思っております。37ページをお願いします。

給水収益いわゆる料金収入で2・3月分の調定分で、2月調定は4月納期、3月調定は5月納期となっていることから現年度未収金として1億1,163万5,003円、過年度分214万7,312円あります。未納者には、督促、催告、自宅への訪問催告、給水停止等の手順を踏みながら、また、口座振替の推進に努力しているところがございます。なお、口座振替率は91.1パーセントでございます。

その他の営業収益外未収金3,202万5,000円は緊急雇用対策分の補助金でございます。なお、後ほど出てきますが、未払い金につきましても、このページでございます。ここでご説明を先にいたしておきます。未払い金は7,945万3,592円でありまして、主なものとしては、原水及び浄水費では県水受水費であり、配水給水費は緊急雇用対策分として実施した水道管路情報の委託費でございます。

それでは9ページに戻ってください。

貯蔵品が494万5,672円、これは量水器及び修理用材料でございます。それから保管有価証券10万円は出納事務取扱金融機関の南都銀行から担保として預かっているものでございます。そして前払

金9万7,500円、これらを合わせまして流動資産合計で4億5,308万106円となり、資産合計が60億7,068万4,228円であります。

次に10ページの負債の部でございますが、固定負債として、修繕引当金400万円、これは第1浄水場の活性炭入れ替えのため毎年度200万円を積み立てております。

次に流動負債ですが、未払金は、7,945万3,592円となっております。これは先ほどご説明させていただいたものでございます。

前受金は、18万857円で、これは転出等による水道料金、給水予納金等でございます。それから、預り金と致しまして16万2,822円、これは検針業務を委託致しておりますので、その担保として10万円また、それと雇用保険の預り金であります。また預り有価証券10万円につきましては、先ほどの南都銀行から預かっている分でございます。これらを合わせまして、流動負債の合計が7,989万7,271円であり、負債合計では、8,389万7,271円となります。

次に資本の部でございますけれども、自己資本金6億96万3,446円、これは水道が一般会計から企業会計に切り替わった時の分を資本金に充当されているものに、それプラス一般会計からの出資金及び積立金処分量を加えたものでございます。さらに借り入れ資本金として、企業債19億2,683万1,393円であります。こうしたことから、資本金合計は、25億2,779万4,839円となります。

次に、剰余金でございますが、資本金剰余金として先ほど7ページでご説明いたしましたとおり、工事負担金等で合計34億2,722万6,338円でございます。利益剰余金と致しましては、減債積立金1,445万円、当年度未処分利益剰余金1,731万5,780円ありますが、利益剰余金合計では、3,176万5,780円となります。こうしたことから、剰余金合計では、34億5,899万2,118円あります。結果、資本合計は、59億8,678万

6, 957円となります。負債、資本合計と致しましては60億7,068万4,228円となります。

次に、38ページをお願いしたいと思います。内部留保資金であります。これはいわゆる企業の運転資金といわれるものでありますけれども、中ほどにあります合計欄にありますように、前年度からの繰越額3億5,908万8,000円で、当年度は1,409万5,000円の増加となり、翌年度繰越額は、3億7,318万3,000円となりました。

次に、39ページでございますけれども、水道経営状況の推移分析に参考といたしまして、累年別の損益計算書を平成12年度からの5年分を掲載させていただいております。また、40ページには同じく貸借対照表につきまして、平成12年度からの5年間を累年別の表として掲載をさせていただいておりますので、ご参照よろしくお願ひしたいと思います。

また、41ページ以降につきましては、経営の分析比率表を表しております。右端の方に全国平均の数値を表しておりますのでご参照よろしくお願ひいたしたいと思います。なお、決算資料として、別冊で資料1の消費税試算表から資料6の財政計画表までまとめてございますが、ご参照の方よろしくお願ひいたしたいと思います。

そのうちで特に、資料3につきましては、先ほどご説明申し上げました。また資料4でございます。資料4につきましては、年度別の石綿セメント管の改良状況をお示しいたしております。平成16年度では953メートルを改良し、平成17年度では約1.3キロメートルを予定いたしております。

次に、資料6の財政推計表をお願いしたいと思います。若干のご説明をさせていただきます。資料6は平成9年度からの結果と平成26年度までの推計を表しております。中ほどに収益－費用という欄がございます。収益－費用の欄をご覧いただきたいと思ひます。見ていただきましたら平成15年度につきましては、約870万円の利益が発生いたしております。その前年度も前年度もずっとマイナスでありま

すけれども、15年の利益が発生して、平成16年度は先ほど申し上げましたように、約2,930万円の利益となっております。平成17年度以降につきましても当分1,000万円程度の利益で推移すると予測しております。

一方、その下の欄ですが、資本的収支につきましては、石綿管や塩ビ管の改良費用などで、費用が相当発生をいたして参ります。そうした結果、下から2段目でございますけれども、運転資金としての補填財源は先ほど監査報告にもございましたように、年々減少の傾向となってきております。もしくは年々減少する傾向になるという状況でございます。

以上が、平成16年度斑鳩町水道事業会計の決算書の説明とさせていただきます。

最後に、水道事業は住民の生活に欠かせない事業でありまして、その使命につきましては冒頭町長からご挨拶を申し上げたとおりでございます。そうしたことから、昨年度には、災害時の応急復旧のため、斑鳩町上水道災害応急復旧活動実施計画を策定し、災害時の備えとしたところでございます。また、水道経営では水道事業運営方針も定め、将来展望しながら、健全な水道経営に努めたいと考えております。また、住民への情報提供につきましては、予算、中間、決算の状況とともに、水質のデータにつきましても広報誌を通じお知らせしているところであります。

以上で、平成16年度斑鳩町水道事業会計決算のご説明とさせていただきますけれども、本決算の認定につきまして、よろしくご審議賜わりまして、何卒原案どおりご認定していただきますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりました。質疑に入る前に休憩いたします。

(午前10時19分 休憩)

(午前10時34分 再開)

委員長 再開いたします。  
ここで質疑をお受け致します。

木澤委員 有収率の事で少しお聞きしたいんですけれども、町の皆さんこれまですごく努力をしていただきまして、昨年までかなり高い有収率に上がってきておりましたが、引き続き漏水調査なんかは進めておられると思うんですけど、今回有収率ちょっと下がっているんですけれども、どういった状況でそういう事になっているのかお聞きしたいと思います。

上水道課長 有収率の事でございますけれども、漏水調査につきましては平成11年度からやってきました。徐々に上水率が上がって、15年度には94.5という事でございました。ほぼ同じでございますけれども、その件につきましては、当然排水管の工事が増えて参っております。また、修理等もございます。その関係で下水道に関する石綿管改良工事、また私どもの管の更新事業という事で、工事が増える事によってその後の洗管作業が十分ございます。それに伴って洗管する時間が長くなる、工事が多くなる事によって洗管する回数も長くなる、また時間も長くなる、またほかす水が、洗管する水量が増えてくるという事でございますので、有収率につきましても、ほぼこれが最大ではないかと我々は考えております。しかし、漏水調査をする事によって、有収率も増えるように今後努力してまいりたいと考えております。

木澤委員 今後の選定については慎重に行っていただけるという風に思っておりますけれども、漏水調査の方、昨年度でしたら大きい水漏れがあったと報告していただいていたと思いますけれども、その地域的な調査でほぼ全面終わったという形でいいんですかね。

上水道課 先ほども申しましたように平成11年度から各斑鳩町全域を漏水調

長

査させていただきました。特に北部系統につきましては、水圧等が高い面がございますので、ここ近年はその辺に重点を置かせていただき、平成16年、また17年度、今年におきましても北部地域を重点的にやって参りたいと考えております。その件ともう一点は古い塩化ビニール、20年以上経つ塩化ビニールの件についても漏水がありますので、例えば地域につきましては斑鳩町の西地域、役場より西、中央公民館、稲葉その辺から西地区を重点的にやっていきたいと考えております。以上でございます。

木澤委員

古い塩ビ管とか石綿管の方で漏れていっている状況は今後、その切り替えによって、今後有収率も更に上がっていくとは思いますが、全国的に見ましても斑鳩町かなり優秀な数字になっていますので、更に有収率が上がっていただけるように、努力いただけるようお願いしておきたいと思っております。

次に、監査委員さんから指摘をいただいている部分が意見書の8ページのところで3つ挙げられているという風に思うんですけども、ちょっと全部は読みませんが、この3点について町としてどのように今後考えておられるか、その点をお聞きしたいと思っております。

上下水道  
部長

指摘は指摘ですけれども、付け加えておくという、今後研究されたという事で、監査委員さんのご意見を述べておられます。

まず第一点目でございます。これにつきましては、先ほどご説明ございましたように、検針日の関係であります。例えば3月10日で3月分を終わります。残り3月11日から3月末までの20日分が収益としてあがっていないのではないかとこの事でございます。ですから、先ほど言われたように、約3分の2、一月分の3分の2だけ隠れた利益としてあるのではないかとこの意見です。これにつきましても、色々国の方でも水道協会の方でも、色々会計処理についての見解がございます。水道に限らずガスでも電気でも同じです。関西電力が全家庭3月31日に検針して、必ずそれが当該年度の利益としてなっているか

と言えそうではないと。調停が発生するのはあくまでも検針日をもって確定した数字が発生しますので、水道の場合につきましてもそういう事でやっております。先ほど監査委員さんもありましたように、企業会計は継続してやっております。ですから、3月10日、前年も3月10日ありますので、結果として一年分の調停になっておりますけれども、最終締めくくった時には、必ず20日分の分だけ隠れた利益としてありますので、この分は整理してみなし利益としてあげてはどうかというご意見で、電気、ガスもございますので一度研究してみてもどうかというご意見でございますので、私どもとしても色々研究はさせていただきますという風に答えております。

次に第二点目でございます。資産、いわゆる工事をやった時の解体費用でございます。例えば排水管を工事で入れ替えします、その時に舗装の分の撤去もございますので、この分については、別に4条であげなくて3条収支で経理をしてはどうかというご意見でございます。原価償却を落とさなくて。ところがこれにつきましても、見解の相違がございまして、資産についてあげるのは、水道会計としてはその要った費用全てを資産に計上しなさいよとなっておりますので、町といたしましてはそういう風に処理をさせていただいております。また、もう一点につきましては、大規模の改修工事がございます。例えば第一浄水場を解体修理、全面やり変えいたしました。あの時の解体費用というのは1千万円以上になってまいります。そしたら、その解体費用が1千万円になった時に、その年度については損益がその分相当悪くなりますので、それについては、やはりいかがなものか、という意見が当方の意見でございますけれども、これについても監査委員さんと若干意見の相違がございまして、これについても、研究はさせていただきますと。ですから研究をしてくださいよとなっておりますので、こちらも研究はします、となっております。再度調査研究されたいと言われておりますので。

それと、もう一点ですけれども、これは補助金ですけれども結果として損益計算、一番最終ベースは同じ結果となります。中ほどであり



ましたように、補助金を営業で受けたら営業利益が3,200万円余分に上がってきます、結果として。その他営業収益が3,000万円減になってきますよと。そしたら第三者が見た時に営業利益から見たら5,000万円じゃないですよと。あくまでも8,000何万ですよというのが正式な数字ではないかという事でございます。これにつきましても、公営企業法の別表の方で勘定科目の設定がございまして、監査委員さんも言われましたように、補助金についてはその他営業収益で計上と、別表で定められておりますので、その定めに従って、今現在会計を処理をさせていただいております。という答弁をさせていただいております。

以上3点が監査委員さんからの少し付け加えておく事の内容でございます。

木澤委員 お答えいただいた部分で公営企業法に則って運営はちゃんとしてますよ、という考え方を示していただいたんだという風に思うんですけども、せっかくやはり民間の中からこうして監査委員さんが来ていただいて、やはり分かりやすい会計をという事で意見を述べられているという風に思うんです。住民さんにも分かりやすいように、今後町としてもその会計のあり方、体制のあり方を見直していく中で果たしてどうなのかなという点で、広報等でお知らせをされている中で、ここまで細かくは載せれないとは思いますが、やはりそういった、今後、住民さんの視点と、私も議員として少し勉強不足なところもあります、なかなか分かりづらい面もあります。職員の皆さん専門家でやっていただいているわけですが、議会との関係の中でも、説明はいただきますけれども、実際に今回監査委員さん指摘されておられなかったら、その未収の部分、なかなか見えてこなかったんじゃないかなという点は一点思いましたので、調査研究はしていただくという事ですが、やはり、より分かりやすい会計をという視点から、ぜひ研究をしていただきたいとお願いをしておきたいと思っております。

続きまして質問をさせていただきたいと思うんですけれども、現在布設している水道管、石綿管、塩ビ管、鋼鉄管、の耐用年数というのは15年、25年、40年、という風になっていると思うんですけれども、実際の使用状況、特に鋼鉄管に関しては40年の耐用年数という事になっていますけれども、その40年間いっぱい使うのか、現在の状況として石綿管とか古い塩ビ管とかは耐用年数越えても使用しなければいけない状況に追い込まれているという事もありますけれども、監査委員さんの意見の中で企業債の返済というのは30年位のスパンでやっていかなければいけないけれども、配水管、鋼鉄管の布設切替については、40年間いけるという事で資金が足らなくなるという指摘を受けてますけれども、実際の運営と企業債の返済の関係ですね、資金が足らなくなっていくという見方について、町はどのように考えておられるのか。

上下水道  
部長

まず、ご質問を整理いたしますと、各管の耐用年数が15年から云々と言われておりますけれども、耐用年数につきましては今のところすべて40年でいたしております。次に監査委員さんの指摘の中で、今後資金が足りなくなると言いますのは、当然に、今まず石綿管の更新を計画的にやっております。これの国庫補助が切れる26年度までには一定の目途は立てていかなければならないと考えております。それと経年塩ビ管、これは相当な距離がございます、経年塩ビ管、そのうちでもやはり相当大きな口径のものについても、やはりあまり長引かせずにやっていかななくてはならない。それと、公共下水道関連工事で面整備がございます。公共下水道関連工事と言いますと全て公共下水道から負担金としてもらえるわけではなくて、やはり水道の負担分もございます。これについてはやはり相当な経費が当然かかってまいります。その経費について営業収支の中でこれがペイにできたら一番いいわけでありましてけれども、それを超える設備投資が必要となった時にはやはり企業債も活用しながらやっていって、企業債を受け入れるという事は、その分内部、2千万企業債受けたら、運転資金2千万増

えるわけです。ですから、その時には資金がマイナスになる事のないように企業債も活用してやっていきますよとなってきますので、それも活用しながら運転資金を見ていきなさいよと。それとここに書いておられますように、北部配水地につきましても、計画をやっておりますので、これについてもやはり何億というお金がかかります。財政見通しは5億の計上をいたしておりますけれども、その他にも当然必要となってくる。その時に内部留保資金として6億のお金があれば北部配水地の改良は特に、内部留保資金取り崩してやって5億注ぎ込んだら起債が借入なくても、1億残して全部できます。ところが、財政推計を見て、ありますように、とてもそういう状況ではないですので、その時には企業債も活用しながらやっていく必要があるという事になっております。監査委員さんもそういう事を言っておられます。やはり内部留保資金が減ってくるといっても、今後の工事の状況にも応じてその都度企業債も活用しながらやっていってくださいよという事を監査委員さん言っておられますので、町としてもそれを活用しながらやっていながら、将来のまたいつか、いつの時点かに必ず三井浄水場の建替えも起こって参りますので、その時点では必ず人口は減少しております、その時点ではね。それも見通した中でやはり現金はなるべく持っておくような、将来的にですよ、水道経営にやっていく必要がございますよ、という指摘をされておりますので、当然、そういう認識はいたしております。

木澤委員 配水管の切替だけではいろんな溜池等の改良にも資金が必要なので、総合的に財政的に見ていかなければいけないという風には思うんですけども、以前に、平成16年12月に斑鳩町水道事業運営方針(案)出していただきまして、この中では給水収益が平成26年度までで毎年5パーセント減で、それ以降は1パーセント減という風に予測はされているんですけども、今回の決算の状況を見る中で、収益についても黒字に変わってきている状況があって、今後も黒字が推移していくのではないかという監査委員さんの意見があるんですけども、そ

の点について町の認識として、この水道事業運営方針（案）の中で料金改定の事も少し触れられておりますけれども、今現状として、これまで町が見込んできた認識と、これから、今回単年度ですけれども黒字に転化していくという中では、また動向も見ながらその認識というのを変えていかなければいけないと思うんですけれども、今後どのように変わっていくと思っておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

上下水道  
部長

昨年度、運営方針（案）出させていただきました。この時には平成16年度決算見込みで出しております。決算見込みにつきましては町といたしましては当然厳し目の決算見込みを立てていきます。そうした中で給水収益につきましては、0.5パーセント、当分の間0.5パーセントの減少でやっております。それと平成26年度以降につきまして、人口推計がございますので、それを見ていく中で1パーセントの減少を見込んでおります。そうした中で今後の収支を見た中で、この推計の中でも18年度、19年度は全て収益収支は黒字になっております。収益収支は黒字の推計をやっております。別紙2を見ていただいたら。現行料金でいった場合。収益収支は黒字になりますけれども、現金の内部留保資金は年々減少しますよと。その内部留保資金が平成22年位から減少しますよ、これについては同じ結果となっております。そうした中で平成16年度決算を打った時に黒字がこれより大きくなりましたので、内部留保資金についても当然多くなったと。約1,400万円増えましたよという事になっております。そうした結果収益的収支は黒字になりますけれども、内部留保資金はいろんな工事がございますので、工事が発生するので手持ち資金は徐々に減少していきますと。手持ち資金が減少していく中でやはり、全て企業債に頼っていった場合に、将来の子孫に企業債を残して、人口減るわ、起債だけ残っておるわ、という最悪の状態になりますので、そうならないためにも、監査委員さん、企業債も活用しなければならないけれども、料金を上げる時には企業債の償還もカバーする方策で検討しな

さいよという意見になっておりますけれども、町も当然そういう具合に考えております。それは、21、22年頃にあげるのではなくて、そういう検討をしていった結果どうしようかと、もうちょっと企業債でやっていって、料金値上げをもっと23年、24年、25年まで先送りやっていくのか、早い目に料金を若干値上げしておいて、内部留保資金を増える状況にしていって、平成35年、40年の時にやっぱり人口減ってきたなかでも、三井浄水場、また配水地の耐用年数がきた時にそのお金が貯まった分でいくらかを補填して、貯まったお金を幾らか注ぎ込んで建設して、残りを企業債で頼っていって、三井浄水場を整備するという事も考えられますので、それについては22、23年ごろには検討が必要ですというまとめに達しております。

木澤委員 料金の問題については、やはり住民さんに直接関わってくる問題でありますから、今後の動向なども踏まえる中でその内部留保資金について、私見落としていた間がありますけれども、努力されていっておられて、経営状況もだんだんよくなってきているなかで、今後どうしていくのかという事も慎重にまた検討していただきたいという風に思います。

それとすいません、もう一点ですけれども、以前の監査委員さんの意見書の中で、基盤整備、特別にかかった予算の部分については、一般会計から補てんするべきとの意見もいただいておりますけれども、町の方の一般会計との兼ね合いから見てそんな事が可能なんですか。そういうやり方ができるんでしょうか。

総務部長 そういった基盤整備等で、特にいわゆる企業会計の経営上、そういった料金に反映するという事になっていく場合もございますけれども、そういった事でやはりそうした高料金を抑制するためにも、財政支援をしなければならない場合も想定されるわけですが、そういった際には十分水道課と協議する中でそういった方策を講じていかなければならない場合も出てくるかと考えております。

木澤委員 質問の時に言葉不足だったんですけれども。

上下水道部長 おそらく質問の内容、白井畑の工事した件について監査委員さんが指摘されておる件だと思います。平成12、3年頃の決算監査で、その事だと思います。白石畑については件数は少ないですよと、件数が少ない時に約2億円投資していると、それについては相当な原価償却費がかかってきてますので、収益の割に原価収益が多いですよと、それについて水道は単独で工事をやっていたけれども、やはりいかなものか、というご意見だと思いますけれども、それについては、工事の時にやっておりますし、水道といたしましても、あれはあの区域については水道で出しておられましたけれども、今日まで先ほど総務部長が申しあげましたように、高料金対策として一般会計から補助金をいただいておりますので、それはその時に、処理されておる問題だと理解しておりますし、今現在の状況ではやはり水道会計で見て行く必要があるのではないかと思います。そのものについてですよ、それはいただければ有難いです。水道企業としてはその分についていただければ有難いですけれども、高料金対策で一般会計の補助金を相当な金額もらっておりますので、それと相殺していけるのではないかと理解しておりますけれども。

木澤委員 質問の仕方が悪かったので答弁も遠まわしになってしまいましたけれども、指摘されておった部分で、水道会計から繰出して負担を全体にかけるというところの問題について指摘をしてはった、白石畑の部分でそれだけ費用が要るけれどもその料金が町全体に町民さんにかかってくるのではないかという事ですけれども、その問題は一般会計から補てんするにしても、結局町民さんの全体の負担にはなってくるかなと思いますけれども。それと、混同してしまっているのかも知れませんが、基盤整備の部分、溜池なんかの改修事業なんかにかかる費用として起債をするのが今、方針として示されていますけれども、

そういった部分についても一般会計から、ちょっと認識が違うようですので、この質問はやめさせてもらいます。

松田委員 今度の決算にあたっては、監査委員の評価は非常にいいですよ。今までの感じからいくと非常に努力をしてきたという事で、努力についてはかなり評価をされているという風に思うし、それなりに努力をされてきたんだという風に僕らも思うんです。その事を前提にするんですけれども、この機会に、いわゆる水道事業会計に対する取扱いについて、現状の関係を踏襲した上で評価をされているけれども、問題点というのはやっぱり指摘をされているわけですから、それをどう変えていくのかどうか。今日、監査委員が言われた内容が問題であって、他の関係がないのかどうか。という事についてもそれなりに分析をしていかなければいけないという風に思うんですよ。それでまず、始めに申し上げたい、聞きたいと思いますのは出来るだけ順序だててしていきたいと思うんですけれども、水道会計の中で、むしろ上水道企業の中で、農業用のかん水、いわゆる農業井戸ですね。専門で使っている井戸というのがあると思うんです。これは、方面で言うと目安地区だと思うんですけれども、これは上水道を設置した時の経緯があることは承知しているんですけれども、現在、農業用の目安地区だけだと僕は思うんですけれども、農業用の井戸として利用されているのはどれ位あるんでしょうか。

上水道課長 目安地区でございます。今現在、6号井戸、9号井戸、14号井戸、計3本が農業用として使用されています。

松田委員 これは完全に農業用の井戸として活用して、飲料水の関係には使っていないわけですよ。使っていないんですよ。そうすると、この関係の費用はたぶん水道事業会計で見ているという、維持管理の関係は見ていると思うんですけれども、どの程度負担しているんでしょうか。

上水道課長 16年度で申し上げますと、6号井戸で25万1,000円、9号井戸で46万1,000円、14号井戸で81万7,000円、その累計としまして私が把握している中では平成9年から平成16年度までを累計させていただきますと、6号井戸で199万8,000円、9号井戸で286万4,000円、14号井戸で220万4,000円、合計706万6,000円を支出しています。それと、申し訳ございません、井戸の修理がございまして、6号井戸の修理で349万2,000円、9号井戸の修理で883万8,000円、合計1,233万円。これにつきましては、平成元年以降の修理でございます。

松田委員 私が調査をまとめて提示をしてもらった額とちょっと違うんですけども、それはおいておきましょう。この支払い、町が農業用水の関係で活用している問題を水道部が負担しているという関係について、どうも、なぜ水道部が負担するのかなという風に僕は思うんですけども、これはやっぱりそれなりの理由があるんだろうと思いますけれども、この他にまだ支払っている分があるんじゃないですか。

上下水道部長 当初は目安地域の井戸を水道にいただく時に覚書、契約がございまして、その覚書の中で農業用水路改修等の工事を行う場合に、目安地区の自己負担分とする分については水道で負担するという事になっておりまして、金額として明らかになっておりますのが昭和61年度から平成16年度までの累計額で1,832万8,000円となっております。

松田委員 確かにこの契約もあるんですが、目安の自治会、総代との契約の関係では、目安地区に町水道水源がある限り、契約は有効だという事が謳われているわけですね。そして、このずっと利害関係というのは、書かれているんですけども、ほとんどが農業用灌水の関係を示しているわけですね。こういう関係と、町単であるとか県単の土地改良



事業についての負担なども、町が地元負担分を負担しなさいというという協定もあって、今、費用の関係というのは50何年からと言われてはいますけれども、この契約というのは、53年から実施をという事になってるわけですね。それからずっときて、補償の関係もあるし、ずっと続いてきてるんですけれども、16年度だけの関係ではわかれて、地元の関係の補償というのは、あるいは井戸の灌漑用水路の関係の負担というのはどの程度まで水道事業が見てきたのか、という関係について分かりますか。

上下水道  
部長      それにつきましては、先ほど町の水道として把握いたしておりますのは、先ほど水田課長が申し上げました、井戸の修理費の1,233万円と電気代と町の方で地元負担分としてお支払いいたしております1,832万8,000円という金額以外には、明らかな金額はないという事でご理解いただきたいと思います。

松田委員      契約する時期の関係もあるんですが、5号井戸というのが一番早かったという風に僕は思うんです。それは、ちょっと離れた関係だけですけれども、掘り直しているという関係の土地の協議が、その場合については覚書になってその後の関係については要望事項みたいな格好で確認されているんですよね。それが丁度55年になっているんですよね。だから55年、確かに目安の突き当たった所の井戸のことだと思うんですけれども、それについては、色々この契約が出来る前の関係について、一番最初です、その時の関係は知っている。その後になされてのが55年となっているんですよね。55年に当時の水道部長というのが城野さんであると、いうことで5号の掘り替えに伴う条件としても、新たにこの契約書に基づいて確認事項が示されているという事になってきているんですが、そういう事情はそれなりの事があったんでしょうけれども、言いたいのは、農業灌水を中心にして事業の関係を、なぜ水道部がもたないといけないのかという事なんです。むしろこの関係でいきますと、現在もそうですけれども、いつま

でも続くんですけれども、いつまでのこの協約がある限りにおいて水道部が持っているという事になるんですけれども、一方では黒字やか言いかけてきているんですけど、ところがこれは非常に誤解を受けるし、より一層、むしろ農業振興の関係で、農業専用の井戸だという事になってくると、掘削からあとの条件から、補償からという関係、全部水道が持っているということは合理的なのだろうか。地元との町との関係については、確かに地元の要望ですから聞かないといけないのか分かりませんが、行政として、水道部にもたせるという事がいいという事になるのか、一般会計からの農業振興費とか何とかなの関係でその分は見て、維持管理の面は専門である水道に任せた方がいいという考え方になるとすれば、いわゆる一般会計から水道事業会計、特別会計ですけど、委託をするという、委託業務に切替えるというのが一つの方法ではないかと思うし、その事が無理がないんじゃないかという風に思うんです。だから、今の関係で、水道部が、水道部が、という関係で、なぜ水道部がという関係で結んだのかなというように思うんですよね。今日の段階についたら、ぼちぼち運用の関係で、目安とはどうにもできないにしても、できれば町行政内部において、一般会計で補助は見て、金額は。そして維持管理その他の関係について、水道に見てもら方がいいというなら、水道部に委託をするとかいうような、制度の切替えと言いますか、負担の持ち方の問題について検討する気持ちはありませんかという事が聞きたいんですよ、一つは。この辺についてはどうなんでしょうかね。水道で見るのが当たり前やという事になるのかどうか。私はその当時、しょうもない協定をしてと言った記憶があるんですよ。そのままずっときて、水道部に負担をかけていると、そして四苦八苦しておいでになるという関係があったと思うんですけどね、やっぱりこの辺で考え直して、水道会計のあり方と町自身の農業振興の関係との負担の割合の問題について、考えて何とか水道の負担の関係をちょっとでも軽減するという事が考えられないのかという風に思うんですけど、この辺はどうなんでしょうかね。

助 役

一般的に、地域の灌漑用水につきましては、やはりその地域における農業者がその利水の処置を行うという事が、これは当然の話でございまして、この目安の場合につきましては今も松田委員が質問の中で言っておられますように、当初、一ノ坪、宮ノ北の農業用井戸を浄水場が設置されるについては、その井戸を利用するという事から無料でその2つの井戸を浄水場の原水として利用したという事から、目安地域と色々の契約がございまして、目安の灌漑用水については、全てが水道事業によって処置をするという契約になっていると思うわけです。しかし、今のご指摘のように、全てが水道事業における負担というのはおっしゃるようなにやっぱり研究していかなければならないと当然思うわけですが、この件につきましてはやはり今後一つの課題としてやっぱり研究していく余地が出てくるのではないかと。以前からそういう事のご指摘も松田委員からございまして、そういう事も含めながら、今後どうしていくかという事の道筋をきちっとこの際につけるべきであろうと思います。また、これをずっと引き延ばすことによって、更に井戸の新設を含めて補償していかなければならない事態が起こります。そうなれば、非常に水道事業としての負担が多くなるわけですが、そういう事も含めながら、やっぱり、調査研究する一つの課題ではなかろうかなと、このように思うわけですが、今後水道事業管理者とも協議をしながら、この事についてどうしていくか、という事を一つ調査研究をさせていただきたいと思っております。

松田委員

一つには、農業灌水専用で掘って、しかもそれをこの提供をしているという、掘って提供するとした事を僕は補償だと思うんですが、それから後の関係は県単にしる、あるいは町単にしても補償していながら、ひとつの関係については、維持管理の関係をみんな持っている、しかも全部それが水道でという関係をとってるわけですね。そしてそれが55年の関係ですか、ちょうど町長の関係は吉田弥四郎さんの時分ですよ。その前の関係は僕は指摘してる、その間は僕は承知して

いない、直接に携わっていない時期の事なんですけれども、この間初めて契約書を見て、今日までも何回となく、そういう事が正しいのかどうか、検討すべきではないかという風に指摘をした事もあるんですけど、それと、異なった状況にあるのか分かりませんが、いわゆる水道事業会計、先ほどもちょっと出ていますけれども、他会計からの補助という関係の内訳の面を見ますと、二つあるわけですよ。一つは、人件費についての補助、上下水道部となっておりますから、部長の関係なんかの関係は、両方でもらっているという事になるんですよ、足してなんぼという格好ですよ。変な事してるな、と思うんですけど、それほど細かい配慮をしてるんですよ。もう一つは利息補てんの関係ですよ。利息補てんの関係というのは資料にもありますように、確かにこの利息の関係というのは一般会計から3分の1を補っているんですよ。しかもその関係の利息というのは第4次計画までの分です。この表はここでも、起債の関係見てもらったら分かるように、8パーセント、7パーセントという利息がある。非常に大きいんですよ。今は、だいたい最高でも3パーセント、この関係を補ってきているという関係があるわけですよ。その補ってきた額というのは、少なくとも費用負担を町が始めている関係でいきましたら、少なくとも昭和47年頃から負担しているわけですよ。そして今日までずっと続いてきていると。だいたい平成16年度までにいわゆる一般会計から水道会計への利息補助等の関係、最初は利息ばかりじゃなかったと思うんです、利息補助の関係をしてきた累計というのはどれ位になっていますか。

上水道課長 高料金対策補助金という事で昭和41年度から平成16年度までの累計でございますけれども、8億7,297万5,000円という事です。

松田委員 一般会計からの助成ができないかどうか、先ほどの話にもありましたけれども、既に今日までに水道事業会計については、8億7,29

7万5,000円から注ぎ込んでいる。注ぎ込んだままの状態に来ていて、ちょっと黒字になってきたんやと言っているわけです。ところが、黒字という関係の評価というのは、こういう数字がそうかと思えますけれども、いわゆる営業収益の関係だけで言ってるわけですし、事業の関係については何も言ってないわけですよね。ところが、事業の関係を入れていくと赤字になってくる。更に、その赤字が上増しになってくるのは、北部水道池、給水池の分を考えていくとそうなる。しかも町の計画としては20年、21年ですか、の関係で言ってますね。だいたい5億必要だと。そうするとその赤字というのは、21年度から今度また赤字に変わってくるんですよね、ずっと。こういう関係になってる分を一体どういう風に見ていくのか、一番最後のむすびで監査委員の関係というのは、ざっと言っただけですけども、実はこの中身の関係、この事が一体どうなるのかという面が出てくるわけですよ。それに関連する状況として水路改良費と、水道事業費の関係と言いますか、その関係で出てる分がでてくるんですよね。財政諸表の関係見てたら分かるんですけれども、もう一つそれまでに、老朽管の改良計画ですね。老朽管、老朽管と言ってるけれども、老朽管とは計上、どういう支出をしてここで言っているのかという事を一つはつきりしておいてほしいと思うんです。老朽管の定義をね。

上水道課長 老朽管の定義という事でございますけれども、石綿管及び布設後、20年を経過した塩化ビニール管を考えております。

松田委員 老朽管は石綿管と塩化ビニールだという事でありまして、石綿管を利用されているデータですね。それから塩化ビニールがどれだけあるかという関係をまず聞いておかないといけないと思うんですけど、そして更新計画と見込み額というのは一体どういう事になっているのか、という事なんですがこの辺はどうなんですか。

上水道課 まず、石綿管、塩化ビニール管の数でございますけれども、平成1

長

6年度末の石綿管で約10.9キロ、塩化ビニール管、これは口径150ミリ以上の本管という事で約16.7キロございます。二点目の石綿管の更新計画という事ですけれども、私ども考えておりますのは、国庫補助採択の最終年度である平成26年度までに上水道単独工事及び公共下水道の関連工事により完了したいと考えております。見込み額でございますけれども、上水道単独工事で約7.5キロで約6億円を整備する計画で考えております。また、先ほどの塩化ビニール管で平成21年度末までで、5年間の計画で口径200ミリ以上の本管で約2キロを約2億円で整備をしたいと考えております。

松田委員

財政推計の関係でちょっと触れるんですけどね、今ご説明ありますように、建設改良の関係で老朽管の更新を行うという事で、先ほど説明がありましたように、いわゆる水道事業会計での5千万ですか、老朽管取り替え、そして公共下水道の関係で8千万円ですか、一部負担金というのが6,500万円と書いてくれてますね。老朽管の取り替えというのはここでも言ってますように26年で完成したいというわけですね。今言われている数字の関係は。26年に老朽管その他の関係、今現在言っている関係の面について全部取替えをしますので、一応終わるといふ風に思ったらいいと思うんですけども、下水道の関係と関連して工事をする事は書いているんですけども、この時期、ちょっと話は別になるんですけども、下水道はどこまで進んでいるんですか。ほとんどこの時期に26年度にはそういう塩化ビニールなり、石綿管なりの取り替えされている箇所については全部済んでしまふというような認識でいいのでしょうか。

上下水道  
部長

下水道につきましては、まだ平成26年度では全て終わっておらない状況です。今現在進めておりますのは、平成22年度末までに現在ある事業認可区域245ヘクタールを完成したいと考えております。そうした中で平成26年度までには石綿セメント管については平成26年度までには完成したいという事で工事を順次進めておりまして、平

成26年度までにとっても下水工事がいかない、いかないというところについては、水道単独で工事をいたしております。下水道関連で当然いきたいと思っております。ただ、今ご指摘あるように塩化ビニール管については平成26年度ではとても終る状況でないという状況でご理解いただきたいと思います。

松田委員 財政推計表を見ましてもその点は分からないわけですね、説明を聞くまではね。そして監査の関係では全般的な関係でご指摘をしている。ところが下水道と関連がある問題で答弁しながら、ここの推計表で見ると上水道だけでいっているようにも思えるし、一方では26年度にちょうど終わってしまうんやというような印象を受けられるような答弁もあるし。すると、この関係についてちょっと数字があってこないわけですね。そして、この20年度からになりますと、いわゆる北部の関係の1億5,000万円が20年。21年度が3億5,000万円という事で計上されている。それから後の関係になってきますと黒字の関係というのは、ずっときて赤字に転落していくという関係のものでして、あまりこの数字は重視をしていないという風に思うんですけれども、その辺の矛盾があるのではないかとということにも私は思うんです。そうやってきて、水道の関係について、この前の上げた時の関係は水道料金の改定の関係は県水の関係との面でいっていただけ。この間も資料見てたんですけど、今後ずっと水道上げなくてもいけるんやと言っているんですけど、ところが合併の時の財政シミュレーションを見ていきますと、5年ごとに見直すんだと言っているし、ここでは全部そのまま行ってもしばらく心配ないと言っているし、この水道事業会計のあり方については、どこをどうとってどのように理解をしていったらいいのかなという事が非常に分かりにくいと思うんです。数字の取り方によっては黒字ではあるし、黒字、黒字と言って盛んに宣伝してはるし、事業をやっけいこうとして、改良事業を、新規というよりも改良事業というのはついて回る問題ですから、それを含めていくと特にまた赤字になってくるわけですね。それでいて、

しばらくはいけるんだと言うけれども、同じような関係で長期展望、例えばとにかく一つの危険な状態と言いますか、そういう所へ来る。そこまで持ちこたえていくんやというけれども、そこでもし何とかしようという風になってくると料金に跳ね返ってくるわけですね。ですからよほどこの辺のところについては分析を取りかかってくれないと、あまり安易に決算の状況がよかった、よかったという事で終わってしまうと水道事業会計というのは大変な事になるのではないかと。水道事業会計としても、当然に堅持をしていこうという場合においては、今までと同じように第4次拡張計画までの起債の関係についての利息補てんをどうしても一般会計でお願いせざるを得ないという額になるかなという風に思うんです。現在でも営業収益だけではだめなんですからね、水道という事になりませんから。そういう事になると、依存せざるを得ないという事になると思うんです。それが本当に黒字なら、僕はだんだん一般会計からの補てんというのは、先にしていくべきだと思うんです。ところがそういう状況にはないという面があるんですよ。ですから、これをどう見るかという関係については、かなり深刻な事態であるという関係。どうしてもこれらの関係の採算性を見て企業会計としてやっていこうという場合には、どこかの時点で、先ほども答弁もありましたけれども、料金改定という事を考えざるを得ない時点があるのではないかとこの風に私は思うんです。だから、その辺について安易に水道決算という関係を見てきて、将来に一つ大きな課題があるんだと、やっぱりそういう事についても、徹底的なメスを入れて検討していく必要があるのではないかと、という事が大きな課題としてあるのではないかなと私は思うんです。ですから現状のままの会計の処理と現状のままの他会計補助その他の関係と、そして改良事業の関係と営業収益と別々に切り離して都合のいいところだけをとって評価をしていくという事についてはかなり危険な要素があるのではないかなという風に思うんですが、この辺についての考え方はどうなんでしょうか。



上下水道  
部長

今、ご指摘ございましたように、その通りだと思います。この財政推計でもございますように、営業収支については当分の間黒字となりますものの、先ほどもご質問者がおっしゃいましたように、また資料にありますように、運転資金としての内部留保資金については、年々減少する傾向となります。また、質問者がおっしゃいましたように、下水道関連、老朽管更新、また井戸の源に取っております原水の井戸の修理も毎年度発生しております。またそれらのその他の配水地の工事もございますし、そうした結果、平成23年頃には手持ち資金も運転資金も約1億円程度になってまいります。先ほども申し上げましたように、三井浄水場の更新も当然必要となつてまいりますので、平成21年度頃、今現在の予測では、平成21年度頃から水道料金の改定の検討をしていく認識を持ちながら水道経営に携わっていきたいと考えております。

松田委員

色々あるんですけども、それはその程度については問題点があるという事だけ指摘をしておきたいと思うんですけども、特にそういう風に見ていく関係の中で、分かりにくい状況にしているというのが、上下水道部になっているわけですね、上下水道部になっていて、今現在の関係というのは水道会計だけの決算を受けているという事ですよ。特に現在の状況の中で上水道の事業の関係と下水事業の関係と結びついているわけですね、資金運用の関係、その他の面についてある意味では。ところが会計制度は全く別なんです。いわゆる企業会計での評価をしているけれども、一般会計での評価を試みたり、あるいは一般会計の評価をしながら企業会計に評価をしていったりして、報告されてくるという非常に分かりにくい状態になっている、という事が出てくるわけですね。だからそういう面について、どういう時期になって、財政の取扱い、会計の取扱いについて、一本化をする状態というのはどんな時期が適当だという風にお考えになっているんでしょうか。

上下水道  
部長

まず、今ご指摘にありますように、上水道、公営企業会計になっております。下水道事業会計につきましても、これにつきましても特別会計方式で現在は公営企業の方針を取っておりません。今、質問者もおっしゃいましたように、地方財政法の関係では下水道については公営企業となっております。また、いろんな調査の中でも下水道事業につきましても公営企業会計が望ましいという指摘は当然ございまして、今日まできておるわけでございます。そうした中で、当町と同じように下水道普及率が低い町村については、まだ別々の特別会計と企業会計になっておりますけれども、大きな政令指定都市また下水道の普及率がおよそ100パーセント、80を超えた、一定の進んだ段階、普及率が一定100パーセントに近づいているような大都市では今現在両方ともに下水道も含めた公営企業会計の方式に順次変更してきておられます。と言いますのは、こうした方が先ほど質問者がおっしゃいましたように、投資と経費、また収入を企業会計にする事によりまして、より住民に分かりやすくするためでございまして、本町におきましても以前より松田委員さんの方からご指摘ございますので、将来的には企業会計に切替えていくべきと考えております。そのためといたしましては、今現在過去の工事によりまして、当然公営企業になってきますと、一番重要な準備と言いますのは、事務的に大変なのが資産の把握でございまして、今現在、当然過去から行っている工事の資産につきましても管理できるようにやって参ってきておりますので、普及率がある程度進んだ段階には公営企業会計にとっていくべきであるという風に考えております。

松田委員

確かに現在、老朽管の取替えとか下水道の土を掘り返すし、水道でも掘り返していくという関係で別々にやるより一緒の時に合理的にやる事が、合理的だと思うし、水道から考えていくと便乗した方が得やという風に思うんですよね。だから、そういう意味では下水道の関係についてただ単なる計画の関係でずっとやっているというより、着実にそういう計画でやって、できる所を先に優先してやるというのもひ

とつの方法という風に思うんです。だからそういう意味で一概に悪いと言ってるわけではないんです。そういった点を十分生かしながら都合にいい報告をするという事は非常に大きな誤りを来たしますから、そういう事のないようにしてほしいなという風に思うんですけど。これは全くこの関係と別だと思うんですけども、今度の決算の関係の時にも言っておいでになるんですが、水道事業は住民生活に欠かす事のできない事業であると震災時などではその重要性を特に実感すると、こういうふうに述べておられてまして、私もそうだと思うんです、水というのは大事やなど。特に災害の時はどうにもならんなどというくらい大事なものだと思いますけれども、災害時の対応として水道はどう確保していくんですか、住民にとって必要な。そしてどういう対処をとっているんでしょうか。そういうものはどういう程度の関係で予算の中に組み込んで実現し、対応していこうとしているのかという事に聞いておきたいんですけど、どうなんでしょうか。

上水道課  
長

災害時の対応という事でございます。昨年、大きな地震また台風などにより、水道管が切断されます。特に水道、飲料水の大切さが実感される場所であり、そのことから町の水道として素早く対応する必要があるところから、先ほど部長の説明にもありましたように、斑鳩町上水道災害応急復旧活動実施計画、17年1月に作成いたしました。この目的につきましては、斑鳩町地域防災計画に定めるライフライン、各戸の体制の整備のうち、上水道に関する対策を定め、災害が発生した場合、被災者の生命維持のため行う、1つは応急給水ともう1つは水道施設の応急復旧等の防災応急対策を速やかに実施するための方策を定めるとともに、平常時の防災対策を作成しているところがございます。まず、災害が起こった時の災害時の役割と参集体制を、これにつきましては業務、工務、浄水施設、給水グループに各々の人員配置を明確化しております。まず、参集体制では参集基準として地震の震度により定めています。次に給水の実施として、応急給水の基準事項を定め、応急給水による応急給水量、給水拠点、給水器具の保

有、また人員配置、取水拠点、保水給水作業、仮設給水、特別給水など定めています。次に苦情処理、巡回広報、被害状況調査、総配水管等の修理受給、浄水場配水地の修理、復旧等各々定めていくところがございます。また、災害対策資材購入計画出てまして、平成17年度予算では、給水パックは1トン用で5個、ポリパック10リットル用で1,250個、仮設給水用1個で計130万円を予算化しております。全体として平成17年度から20年の4年間で約700万円を計上しているところでございます。

松田委員

僕はね、いわゆる災害時の給水体制という関係については、色々口では、文章では書けるのかも分からんけども、実際に適用するような状況になっていないという風に思うんですよ。これは難しい問題である事は間違いないんですけれども、横の関係と十分連携をとって、対応してもらわないとある意味では電気よりも水の方が需用が多いと言ってもいいくらい、必要なのか分かりませんね、ある意味では。今日の状況の中で。私は今年ずっと行なわれた、特にずっと見ましても、水害で水が一番、不自由しているという関係なんです。地震でやっぱり一番困っているというのは水なんです。都市開発の発展している所については、都市ガスなんかの発達しているところは一番また困っているわけ。だから、そんな事の発展していない、プロパン各家庭用に配布しているところについては、市は心配ないわけです、ある意味で。煮炊きするものについては心配ない。ところが水はどうにもならないわけですよ。そういう面からいきますと、町当局が認識をされているんですけれども、災害時の対応というのは、搬送する手段、方法がみんなできないんだという関係で考えられたためだと思うんです。現在の道路が活用されて、活用されるという関係で言っているから、火事の時だったらそんな事でいいのか分かりません。部分的な火災の時はね。そういう面から見るとかなりやっぱり問題があるのではないかなと思いますから、この辺についてはもう少しやっぱり十分な対応と検討を、消防連携の中でしてもらいたいなという風に思うんです。

これは所管からいきますと消防運営委員会で行われる問題だという風に思いますので協議をしていただきたいと思います。最後にもう一点だけ。水質検査の結果発表が行われていますよね。この関係については三井の浄水場と、北部の配水池の関係と2つの区域に分かれるんじゃないでしょうかね。そうじゃないんですか。そうなんですか。そうなってきた、その割に基準内である事は間違いないんですけども、それぞれにちょっと違う要素があるような感じがしますね。これはどうしてそういう事になるんでしょうか。これはやっぱり老朽管との関係がああいう数字に表れてくるんだという風に見るべきなのか、あるいはそういう事も全く関係ないという事なのかちょっとお聞かせください。

上下水道  
部長 水質検査ですが、今おっしゃいましたように、第一浄水場系と三井浄水場系がございます。第一浄水場系につきましては、目安の井戸からひっばってきております。三井浄水場につきましては、岡本、幸前の井戸でございます。水質検査の結果が若干異なりますのは、もともとの井戸の水質、原水の水質自体がやっぱり違います、原水が。原水の水質自体が違いますので、異なった結果になると理解しております。

松田委員 そうするとね、今度の広報お知らせ版の関係に出てあったんですけども、僕はもう少し安心していってもらうために言うんなら、いわゆる三井浄水場からの配水区域と北部配水区域と、その包括する地域はどことどこや、という関係を言ってもらうと、あるいは書いてあったらもうちょっと分かりやすいと思うし、あわせて今度北部、20年とか老朽管云々、北部配水管を取り替えというか、改良していかなければならない、という事のための住民の理解がそこまでになるのだったら、どうしても早くしないと、あるいは、何かえらい消毒の臭いがするとか、余計に入れないといけなくなってる状態であるのかどうかという事も分かってくると思うんですよ。そういう意味から、区域をせっかく何箇所か書いてくれてます。ところがどっちの配水さ

れているのか分からないわけですね。あれを分かるような形にしても  
らったら、もう一つ水質検査の方法とか、あるいは区域というのか、  
あるいは使用するものについて、それはやっぱり浄化する上水池の関  
係によるんだとか、あるいはそれをどう直していくか、配水管の関係  
は問題であるとするなら、そのために一生懸命にやっているという事  
になってくると、もう少し数値というのは変わってくる。という事  
あるなら、そういう風にしてもらった方がより理解しやすいのではな  
いかと思うんですけども、これはそんなに難しい事ではないと思う  
んですけど、どうなんですか。

上下水道 確かにおっしゃいましたように、住民の方に自分の位置を確認して  
部長 いただき、どういう水道からの提供を受けているのかという情報提供  
は、なるほどご指摘のとおりだと思います。次回の全体の水質を公表  
する時から、それについては掲載をしていって、より情報提供に努め  
てまいりたいと考えております。

委員長 他に。飯高委員。

飯高委員 今もお話があったんですけども、取水井戸の状況についてお伺い  
したいと思うんです。まず、三井浄水場系統からの井戸というのが、  
4本ございますね。それと、もう一つは第一浄水場からは7本あると  
いう事で各系統ごとの井戸の揚水量ですね、当初から言いますと半減  
しているような状態にあるという事を聞いているんですけども、こ  
れから増えていく可能性というのは全くないのであって、年々減少す  
る。であるならば今回は報告書にありましたように、県の依存率は1.  
8パーセント減して逆に自己水が増えてくる、町としてもだいたい3  
5パーセントを維持したいという事での話は聞いているんですけども、  
現時点での揚水量の状況ですね、どういう具合にあるか。また、  
減少に伴ってそれを今後どういう風に求めていくのか。当然新しい新  
設の井戸を設置するのか、また他の改良方法を考えておられるのかと

いう事をお聞きしたいのが一点と、まずその点についてお伺いします。

上水道課 長 まず、井戸の取水の関係でございますけれども、三井浄水場で井戸4本ございます。まず10号井戸、11号、12号、13号、これにつきましては約80トンから85トン、80～85立方メートルでございます。第一浄水場につきましては、一ノ坪、宮ノ北、5号井戸、一部7号井戸もございます。これにつきましては80～85立方メートルでございます。以上、この2点です。

委員長 すいません、今のは毎分？

上水道課 長 1時間です。すいません。

委員長 池田部長。

上下水道 部長 この井戸の今の揚水量を確保するための改良の状況ですけれども、今現在は当初井戸を掘った井戸につきまして、揚水量が減ってまいりました。ケーシングがどうしても目詰まりしてまいりますので、二重ケーシングまではいけますので、揚水量が減ってきた井戸については、二重ケーシングの工事を行っております。それと、揚水管につきましてもやはり自然に腐食して穴が開いてまいります。揚水管に穴が開きますと自動的にもとへ井戸が戻りますので、また揚水率も下がってまいりますので、揚水管の更新と二重ケーシングによって今現在は井戸の修理を行って、揚水量を保っております。そしたら将来的に三重ケーシングは可能かと言いますと、これははっきり言って無理な状況になって参りますので、その段階におきましては新たに移動を求めていて、自己水を、せめて最低限今の状況の井戸は確保したいと考えております。

委員長 部長すいません、専門用語ですので、ケーシング。一重のところへ

管を突っ込んでいく事を二重ですね。

上下水道  
部長 井戸掘りますね。井戸底までまず揚水管、井戸を吸い上げる管があります。当然これはあります。この周りに地下水を集めてくる網状のものがあるんです。網状のものがこの揚水管の外にあります。この揚水管が目詰まりしますと、水が集まってきませんので、この揚水管を取って新たに違う揚水管を埋め込んで、集まりをよくすると。次にこれを取ってまた三重となりますと、工法的に無理ですので、それについてはその井戸は放棄して、新しい井戸を掘っていくという状況になっております。

委員長 分かりました。飯高委員。

飯高委員 そうしましたら、5年、10年、15年となると、井戸が数多くなってくるというか、移動しか、改良という、今のところ、考えはないわけですか。

上水道課  
長 今のところ移動と考えております。

飯高委員 財政推計表というのがあるんですけども、これ、そういった考え方に基づくと、井戸の建設費とか重なっていくわけですけども、そのものも入ってるわけですか。

上下水道  
部長 この財政推計には井戸費は入っておりません。この時点でいつ井戸を掘るかというのは、ただ、修繕費用とかいうのは必ず入っております。と言いますのは資本的支出の建設改良事業を見ていただきたいんですけども、1億6,000万円入っております。1億6,000万、推計の中で。と言いますのは老朽管5,000万、公共下水8,000万、1,300万円、その他の建設改良で3,000円を見込んでおりますので、その中で井戸の改修等も含んでおりますので、1



億6,000万円となっております。当然、老朽管、公共下水以外の工事も発生しますので、それは3,000万円として1億6,000万円となっております。

飯高委員 将来的には井戸の新設という事になってくると思うんですけども、財政の確保に、また経営に関して問題が色々、当然また井戸も必要になってくるんですけども、また今後その辺の事を考えていただいて、よろしく願いいたします。それと、今回、この時期というのは田植えの時期にあたりますし、特に目安地区においては水の確保というんですか、あるわけですけども、なかなか安定した水が確保できないという事を一部聞くんですけども、その辺についてちょっと聞かれているかどうかお聞きしたいんです。

上水道課長 田植え水という事で目安の方へ、先ほども申しましたように、6号、9号、14号井戸の3本は農業時に必ず放流させて頂いております。その中でも5号井戸また7号井戸、この田植え時期におきまして、出水をさせて頂いておりますので、色々要望等交わさせていただく中、ご迷惑かからないような形で今、放流をさせて頂いているという事で、今後もそういう形で進めていきたいという事でご理解いただきたいと思います。

飯高委員 やはり以前から比べると先ほど言いましたように、揚水の量が少なくなってきた、その影響もほとんどそれが原因だと思うんですけども、その辺はまた自治会との相談のもとで調整をしていただいて、よろしく願いいたします。それと、もう一点なんです。管路情報の管理についてという事で、以前、去年の10月ですか、建設水道常任委員会で視察行ったわけなんですけれども、これはマッピングシステムと言いまして地図情報システムですね、いわゆる図面をパソコンに入れたり、またその危機管理とか苦情の処理とか、一括してパソコンに入れると同時に、それを全部管理していこうという事で、これについ

て視察をしたわけですが、すごく効果的で、また今後事務等について役に立つという事で、町としてもこれを考えられていると思うんですけれども、今の段階での内容をお聞かせ願いたいと思います。

井上上水道課長補佐 水道管路情報構築事業ですが、多額の資金を要する事から、まだ緊急地域雇用対策事業の採択を受けまして、初年となりますのは平成15年度なんですけど、配水施設等の町内の造水管、送水管、配水管の延長150キロメートルの現地調査を行いまして、工事竣工図面と精査した上でのデジタルデータ化を行いました。それは122日間かけ、1,438万5,000円、これは緊急対策補助金をもらっています。次年度の平成16年度におきましては、各家庭の引き込み管であります給水装置戸数です。9,600戸の現地調査を行い、給水台帳との精査を行いまして、デジタルデータを3,202万5,000円をかけて行った段階でございます。以上です。

飯高委員 簡単に説明されて、中身の内容がずっと濃いと思うんですけども、また今後詳細にわたってお聞きしたい。それと同時に、この間に名古屋市へ行きまして、その時に地震対策の水道施設管理という事で、耐震管についての視察をしたわけですが、町としてもそれを調査しながら勉強していきたいということでありましたので、この事についてお聞きしたいと思います。

上下水道部長 耐震管につきまして名古屋市で視察していただきました。また神戸の方にも以前に、相当大規模な震災がございました。現在斑鳩町におきましては、あくまでも耐震管、耐震につきまして、よく強いのがS型と言われているものでございます。これにつきましてはあくまで河川管理区域の、例えば昭和団地の地域についてはS型。また、浄水場や配水施設、また勾配が急な場所につきましてもS型という、より強い耐震高度のものを使ってきております。なお、それ以外につきましても当然耐震性に優れておるという事で、K型というものも使ってお

りますけれども、今後につきましてはより特段な耐震性を考慮する区域につきましてはK型の継手、考えてやっていきたいと考えております。

飯高委員 K型の継手というのと普通継手になるわけですか。耐震ではなしに。

上下水道 K型の普通継手です。

部長

飯高委員 普通ですか。

上下水道 はい、耐震ではないですけれども、以前に比べたら耐震性は強い。  
部長 一般に使われている分ですけれども、普通のところはK型でやっていてます。普通のところは。勾配の急なところについては当然S型も使ってやっていております。

飯高委員 要するに部分的に、要所に応じてという事ですね。

はい、分かりました。

委員長 ここで13時まで休憩といたします。

(午前11時59分 休憩)

(午後12時59分 再開)

委員長 再開します。

他にございませんか。

木澤委員 3点ほど聞きたいんですが、一つずつ行かせていただきたいと思います。県水の事なんですが、ちょっと分かりづらいので教えていただきたいのですが、責任水量制になっておって、決まった額を買わなければいけないというふうになっていると思うんですが、今回の決算の

中でも、本年度は600何立方か減らす事ができて、金額も少なくて済んだというふうに報告されてますが、県との遣り取りの中でどういう体制になっているのかというのが分かりづらいので、その所をお聞かせ願いたいのですが。

上下水道  
部長 県営水道とは毎年度、前年度の年度末に翌年度の斑鳩町で受水する量について、各市町村、県と契約を結んでまいります。県は、全市町村の契約水量分は責任を持って、最低限度、県営水道で作って、供給しますよということになっております。その分については必ず買いますと約束した分ですので、必ずその分については町としては買っていくということです。なお、それ以上に当然増えてくる分がございます。例えば、井戸が急に故障して復旧に時間が掛かった場合、当然、契約以上に買うこととなりますので、その場合も買うことは認められておりますので、その時については契約水量の何割増しでそれ以上に買ってよろしいとなっております。夏の渇水時期がございます。夏については相当水量も出ます。その時に、契約水量の日割計算をしまして、最大限取れるのはこれですと、量も決まっております。といいますのは、斑鳩町、契約しているのに、例えば2倍も、3倍も取った時に、王寺町も取る、河合町も取った時に、県の浄水場が製造できませんので、そういう事にならないように、きっちり契約水量を決めて、計画的に県営水道を製造し、供給するというシステムになっております。ですから、最低限、契約した分については買ってくるという必要があるということでもあります。

木澤委員 そうしますと、今この報告いただいた数字というのは、前年度の年度末に契約した数字よりも多い数字で、前年度実績よりも少ない数字ということではないんですか。

上下水道  
部長 平成16年度につきましては契約水量、丁度同じ数字で買ってまいりますので、多い少ないはないです。

木澤委員 町の見込みが的確であって、その契約がされていると理解したらよろしいですね。多い時に必要な、契約よりもたくさん必要な時に、住民さんの命に関わってくることでありますから、そういう所に対して、県の方としてもそういう対応をしていただけると、そっちの方の問題点についてはちゃんと対応いただいているというふうに、言っているの、それは結構なんです、ちょっと私が気になったのは、県水を使わなかったら減らしていくという考え方がある中で、県との話合いの中で、前年度末に契約して、最低限の量よりも減らして買っているというふうに誤解をしていましたので、その部分について確認させていただきました。続きまして、今回の不能欠損が上がっておりますが、第3次行政改革の中で、収納制度の改善、効率化という部分で挙げられておりますけれども、平成15年度から実施とされてますが、私、以前の部分が分からない部分もありまして、以前の部分と変わってどういうことをされているのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

上下水道  
部長 水道につきましては、特段、以前の部分より変わったということはないでございます。といいますのは、冒頭、私の方から説明申し上げましたように、納付書を発送し、口座引落としをして、落ちない人につきましては文書通知して、催告いたします。その後また、各家庭を訪問して入っていないのでよろしくお願いいたしますという事になってきます。そして最終的に給水停止という措置を取って、徴収に努めておるところでございますので、今のところこのシステムでやっております。これ以上というのがあればやっていきたいと思っておりますが、今のところはこれでやっておる状況ですので、平成15年度の状況とは変わってないです。

木澤委員 金額等も減ってきている状況ですが、今後についても、より収納率が上がるような研究を進めていただきたいと思います。

あと1点ですが、これも第3次行政改革実施計画の中でうたわれていた部分で、前期の実施計画の中にはなかったんですが、一人暮らしの高齢者等への水道訪問診断というふうに書いているんですが、実際、行なっておられるとは思いますが、行なっていて、効果の部分についてどういう効果が出ているのかなというところ、少しお聞かせいただきたいと思います。

上下水道部長 その分については申し訳ないです、まだ、今現在のところ、実施していないです。ただ、高齢者の方が電話ございましたら、当然、それにつきましては、例えば、こちらへ説明にこれないとかということがありますので、そういうおうちについては町の職員がまいて、漏水についても問合せがございましたら、それは対応いたしておりますが、年間を通して計画的に高齢者の方に、そういう訪問について漏水調査等をやっておるということとはございません。今後、それについても、実施計画に挙がっておりますので、実施していきたいと考えております。

木澤委員 現段階ではやっておられないということですが、今後の計画の中で実施していただいて、効果についてはどのような効果が挙がるのか、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

三木委員 決算書の25ページの中に、委託料とあるんですけど、これは2つありますが、設計委託と考えてよろしいですか。

上水道課長 25ページの委託料というのは原水、配水とありますが、配水及び給水費の委託料につきまして3,400万円というのは説明の中にもございましたように、緊急地域雇用対策事業に伴う水道管路情報委託が大きなものを占めております。これにつきまして、3,202万2,000円でございます。原水及び浄水費の委託料294万5,000円につきましては浄水場の機器の点検委託または電気保安委託などで

ございます。

三木委員 その中に設計委託も入っておりますね。

上水道課 設計委託というのは事業費用の中に入っておりますもので、資本的  
長 支出の中の委託料という事で、27ページの配水及び設備改良費の委託料、または取水設備の委託料が設計の委託ということでございます。

三木委員 設計委託、27ページの中でしている訳ですが、そうしますと、老朽管の布設工事を、20年以上のやつについて随時取り替えていっているということですが、当然、20年前の以降も設計に基づいて工事は当然していった訳ですね。

上水道課 設計委託をしておった分もでございますし、当時は町で設計してお  
長 たと認識しております。ですから、設計委託料というのは町がしておった分についてはございません。外部発注していた分についてはあったように思います。

三木委員 町でやった場合も、委託だした場合もですね、公示に関してはすべて図面は引いたというふうに解釈します。

それにおいて、今回いただいた変更届等の403とか、305、この部分は接続工事に対しての変更とでてます。どうなんでしょうか、図面を見てこういう工事に掛かっているのか、それと老朽管更新事業に伴う配水管布設替工事というのが、今やっている訳ですね。こういうものについても、老朽管については20年前の図面ですが、今回の変更についても当然、接続部分だけど、図面をもとにやってらっしゃるんですか。

上水道課 図面はございます。それを元にやっている中で、変更というのは資  
長 料の中にも提示させていただいています。例えば、403の変更でござ

ざいますが、既設水道本管の接続がなかったことによる、割込み式の止水器具、口径50ミリが不用となったということですので、実際こういう物が要る中で、布設させていただく時には不用となったということで減になったということ、また、404につきましては増加しております。仕切り弁が効かない、本来ならば仕切り弁が効いて、断水しなくていいものが、仕切り弁を閉めても水が出たままになっておると、この場合は断水が伴います。こういう物をすることによって、断水を防ぐということで、器具が追加になったと、こういう理由でございしますので、本管の延長が長くなった、短くなったと、そういう意味ではございませんので、よろしく願いいたします。

三木委員 403と305が関わってくるのかなと思ったんですが、ですからそういうものについて、事前に図面を見ながら現場に行ってやるもの、工事の場合ですね、見て行っているのかどうか、それと、特に老朽管の場合、去年で結構ですが、工事に当たって、自然漏水はいいとしても、人的事故で去年当たりどのくらいの件数が出ましたか。

上水道課 16年度につきましてはございませんでした。

長

三木委員 15年度はどうですか。

上水道課 15年度につきましては、委員さんもお存知のとおり、1件ございました。

三木委員 起こった事は問題ですが、もうちょっと多いのかなと心配した訳です。聞いてみると、去年はなかった、一昨年1件だったということですが、どうなのでしょう、そういう時に、実際、私も現場立ち合ったわけなんです、かなりの時間、かなりの量、出ていたというように記憶しますが、そういう時は量がどのくらい出ているとか、そういう部分に対しては水の補償などはどうなるのか、確かに故意じゃないん



ですね、やっているうちになったんですが、そういうものも、先ほど聞いた設計というのは、図面を元にやるものではないのかなと思い、そういうものを元にしていけば、そういう事も防げるのではないのかなと思ったんですけど、要は、そのことと、水がどのくらい出て、金額にするとどのくらいなのか、事故が起きたということを何らかの形で公に公表しているのかどうか、その辺いかがですか。

上水道課長 事故が起きた原因を少し説明させていただきます。老朽管の布設の工事の中で、通常25ミリの引込管が深さ60センチ入っておらなくてはならないものが、何らかの事情で15センチ程度しか入っておらなかったと、それを舗装上ですので、カッターを切ることによって、カッターの刃がパイプに切りこんで水が吹いたという状況でございますので、それに伴って水がどのくらい出たかという事ですが、我々把握しているのは約5立方メートルでございます。公表しているかどうかですが、不可抗力の事故ですので公表しておりません。

三木委員 金額がどのくらいになるのかというのと、60センチだったのが15センチの所で、何らかのという言い方しましたが、そういうものも図面に基づいていけば分かるんじゃないか。そうでないと今後そういう事が起こる可能性がある訳ですね。その辺いかがでしょうか。

上水道課長 当時伏せられた古い管でございます。当然、60センチ入っているものと認識して工事を発注させていただきました。実際、カッターを切ったら15センチしか入ってなかったと、こういう状態でございますので、ここ数年についてはきちっとした図面も作っていただいています。だいぶ古い管の事でございますので、我々十分認識していきますが、15センチという事でしたので、その辺は分からなかったという事でございます。金額としてどのくらいかという事ですが、約2,000円程度でございます。

三木委員 今後もでないということは言い切れませんので、今後工事も続きますので、しっかりとした管理体制でやっていただきたいという事をお願いします。それと、入札の指定業者なんですが、特に、設計じゃなくて工事なんですが、今、町内町外、町外が何社で、町内が何社ございますか。

上水道課長 入札に関する業者については、斑鳩町の水道管を埋設する工事といったしましては、町内10業者だけでございます。

三木委員 他業者は入ってないという解釈でよろしいんですか。町外の業者は入ってないということですか。

上水道課長 入札に関する指名業者は町内10社、言い忘れましたが、給水工事指定工事業者というのがございます。これにつきましては給水管からメーターまで工事をする業者がございます。これにつきましては75登録業者がございまして、斑鳩町には16業者がございます。

三木委員 わかりました。それと、緊急地域雇用対策事業としての執行した水道管路情報委託費の件ですが、1,800万円の増額になってますが、この辺の内容をもうちょっと詳しく教えていただけますか。

上水道課長 先ほども補佐から説明がありましたように、内容は先ほどのとおりという事でございます。金額につきましては平成15年度で1,438万5,000円の委託料でございます。平成16年度で3,202万5,000円の委託料でございます。差し引きしますと、1,764万円の増でございますので、約1,800万円という形でございます。

三木委員 分かりました。最後の質問ですが、年度別石綿セメント管の改良状況で、先ほど表にも載ってましたけど、あと9,536メートル、未

改良延長の長さなんです。すると、これ随時、古くなった、20年以上経ったものからという事らしいですけど、分かる範囲でいいですけど、その点も部長から説明あったかもしれません。だぶったら失礼いたしますが、終わるまで何年くらい掛かりますか。

上水道課長 先ほども少し触れさせていただきましたが、平成26年度までに国庫補助金の採択がされております。この辺の財源をもってやっていきたいと考えておりますので、そういう形でできる限り、概ね26年までという事で考えております。

委員長 他にございませんか。

小野委員 いろいろ質問させていただきたい事がたくさんあるんですが、まず、今の三木委員との遣り取りの中で、ちょっと理解できなかったんですが、給水管の事故で舗装カッターを入れた段階で、15センチぐらいのところに入ってたから、そういう事故が起きたんだというような話だったと思うんですが、ということは、その舗装はどんな舗装なんですかね、路盤をやっているときにも、天端から15センチだったら路盤の中に入っていきよると思うしね、そういう所に入れられるというのは難しいように思うんですが、どのように考えておられますか。

上水道課長 もう少し詳しく説明させていただきます。25ミリのビニール管でございましたが、スリーブがしておりますして、そのスリーブは20ミリの管が入るスリーブですので、30ミリか、40ミリのスリーブだっと思えます。ですから、これは県道沿いです。県道の保護のためにスリーブをしておりますので、表面的には路盤に影響がなかったという形で、分からなかったから切ったという形でございます。

小野委員 普通の土木工事の常識から考えたら、あり得ない事じゃないのかということだけ、感想として言っておきます。そういうような状態でね、

管が管理されているんだったら、ものすごく危険だと思いますしね、その事はまた別の時に話もさせてもらえるかなと思いますし、それと、先ほどの木澤委員の契約水量の遣り取りの中で、池田部長は、契約水量から何割かは、もしオーバーしても、給水ですか、県営水道からのあれはいただけるんだということで、勿論お金を出せばの話なんですが、以前、監査委員をさせてもうてた時分にも、監査委員としていろいろ意見も申し上げてきました。当時の県営水道のあれが、認識が甘いんじゃないかなということで、もっとシビアに検討して行け。そして、その当時の担当者の答弁としては、もしどうしても必要な時は、県も一切出せない、そういうを契約水量ですというように説明を受けて、ある程度の安全な給水のためには、余裕を持った契約水量にしておかなければならないというように、答弁をいただいたと思ってます。契約水量に対しての県との取決めなんですが、唯一契約水量以下の場合、お金払わなくていいのは、渇水対策で制限を受けられた時、その時は使用した水量で県も我慢する、我慢すると言うか、それで料金を払ったらいいと、そのように聞いてました。だいぶ、緩和というんですか、県の方もしたんだなと聞いておったんですが、それはいつ頃からね、そういう具合になつとるんか、以前からもこういう形だったんか、部長行かれてあれやったから、まだ間がないと思うんですが、当初からそういう事だったんかな。

上下水道  
部長      私が水道部長になった時点では、今申し上げているようになっておりました。5、6年前では私が答弁させていただいたような状況になっておったということです。

小野委員      前の答弁が言われたんかなと、今は思います。だけど、県としても立場上、契約水量に基づいて計画たてるんだから、当然、シビアに考えていってるんだなということは理解してたんですけど。当初からそういう幅はあったんかなと思うんですが、その時の担当者に言われたので、私の勘違いかも分かりませんね。ということは、予算の計上の

時も、ものすごく安易に契約水量の算定をしているように感じたので、そういう指摘をしたら、そういう答弁でしたので、致し方ないのかなということで、それでもなかったのかなと、今、反省しているんですが、過去の事ですから不問に致しますが、先ほどの木澤委員のところで、昨年度は契約水量と使用水量がイコールであったと解釈されているということですが、実際に給水を受けた、必要な水であったから受けたというように解釈したらいいんですか。

上下水道  
部長 契約水量223万トンでやっておりましたので、最終、県営水道は25日締めとなっております。25日締めで、例えば、去年の場合、井戸の修繕もうまく行きましたので、長期間にわたって井戸が止まったということがございませんでしたので、契約水量どうりいけたということでございます。ちなみに、平成15年度につきましては、契約水量228万トンでしたが、それより約1万トン余分に県から買っております。これにつきましては、井戸の修理期間が長かったということでございますので、ご理解願いたいと思います。

小野委員 契約水量とか、県営水道からの給水というんですか、買っておられる事については、5、6年前からも計算されて、無駄のないようにされているということで理解しておりますので、その点は結構です。それと、飯高委員が質問された中で、水道管路情報構築について、3,000なんぼのあれで出されてますしね、この入札の時は予定価格は幾らでしたか。資料はいただいとったんやと思います。

結構です、また後で調べます。3,202万5,000円で、そのまま変更契約なく、収めてあるので、どういう入札やったのかなということで、再度聞きたかったんですが。管路情報構築ということでされておるんですが、飯高委員は去年ですか、視察にいかれて、どうのこうのということで、言うておられたんですが、確か、平成7年当時だったと思うんですが、当時の建水の委員会で古川市へ、整備がされているということで視察に行ったと思うんです。その時に、確かに、

パソコンで画面上に見せていただいて、すごいなど、そしたら、その当時のいろんな事で論議させていただいて、勿論職員の方も行ってもらったしね、私も帰ってきてから提案したんです。だけどその時にも諦めたと言うたらおかしいけど、そういうのは無理だということは、そのベースになる地図がないんですよね。データ化された。斑鳩町の。この構築業務で設計というか、委託されている中でね、ベースになる斑鳩町の地図というのは、それも含めての出しておられるんですか。

上水道課 地図につきましてはゼンリンから出ております15万円程度の地図、  
長補佐 斑鳩町も各町もデジタル化しております。それを利用させてもらって、マッピングではないですが、それを利用させてもらってデジタルデータの構築をいたしました。

小野委員 その利用という意味がわかりにくいんですが、ゼンリンですか、それは当然、著作権ということの感じまでのことで、幾らか経費が必要としたんですか。

上水道課 経費としては発生しておりません。その代わりに、使用权につきましては、改良も踏まえた場合、そういう改良の承諾とか、出力をした場合の、水道管路の場合ではいけるんですが、その他の分に使うとなればそういう補償の問題が出てきます。

小野委員 今、安くできるということで、後でえらい目に遭ったら困ると思いますから、根本的にまず、地図。古川市では、当時私が何回も言いましたが、国調図面をベースに、国調図面ということは行政がベースに経費を掛けてやっておる、それに基づいてやってたから、この時に諦めたというのは私自身も、国調図面がないから無理だということで、あまり言わなかったんです。先ほどの三木委員がいろいろ質問されていて、図面があるんだろということで、これはないんやから、ということで、その元々の、施工された段階では、どんどん、どんどん入れ

ていっていると、だから、土被り15センチぐらいに管が入っておったとか、そんなん至る所にあるんです。どこにあるんやという事もあるし、資料としていただいている、さっき資料を見せてもらってね、重要契約の内、増減額とその変更理由、三木委員403と404のことをおっしゃったけど、私はその下の方を見て、305なんて、全く工事発注時には分からなかった既設の引込管の接続工事を4箇所追加した。なんか、引込管というのは必ず掴んでおかなければいけないやつを、工事を発注して掘削をした段階で見つかったんだと、そうしたら引込管というのは重要なポイントですね、給水出していくのに。そのデータもなかったという状態なんですね。じゃないんですか。どうということなんですか。

上水道課長      この分につきましては目安地区でございます。目安地区につきましては、ご存知のとおり、水道ができる以前に簡易水道がございましたので、その目安地区で使っておられました。ですから、私どもで把握しておるものは分かりますが、当時の敷地の中へしていた分が4箇所ほどあったと。これは家が建っている分は分かります。建っていない所に入っておったということでございますので、表面から見ても分からなかったという事でございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

小野委員      簡易水道で先行されたというように、実際は知らないんですが、そういう事は聞いてますし、あり得ることかなと思うんですが、ただそれは本来はあり得ることじゃないんです。簡易水道で先行で施工されとって、町の事業として引き継ぐときに洩れておるということですから、これらも教訓にいろいろ考えていってほしいなと。それで町の上水道になった限り、引込管がどれぐらいあるかということはしっかり把握してなかったらいけないし、ということは、今の課長のあれでは引込管の口はあったけど、実際、供給してなかった口があったから4箇所増やしたということですか。

上水道課長 引込をしておりました時に、現在は使用もされておられません。止水で止まっておったという状況でございますので、当時の図面もなかったし、上から見ても分からなかったという状態で掘削することによって、引っ掛けたと。辿っていったら、分水をもんでいたということでございます。引っ掛けることによって、宅地内の管も長い物ですから、引っ張られて、分かったという状態で発見されたということです。

小野委員 ちょっと分からない。先ほどの答弁では、引込が建物がなかったの  
で、多分ないだろうということで、上から見た場合にね。それで施工して行ったら、あったと。現在はその管は生きとって、その給水してるんですか、建物があるのかないのかも含めて。

上水道課長 現在家は建ててございません。更地でございます。止水止めで止まっておったという状況でございます。

小野委員 短的に、現在、布設替えをする段階で、引込管のそれは生きているという表現ですかね、使用されとったんか、使用されてなかったんか、使用されてなかったけど、あるので布設替えで、やはり4箇所増やしたんか、そういう状態なのか、もうちょっと分かりやすく。

上水道課長 空き地で水道は使用されてませんでしたが、引込しておったので、現況のとおり、引込させていただいたという状況でございます。

小野委員 ちょっと理解し難いです。というのは、引込でしていく場合に、権利というんですか、引込する時に本管もむ時に経費要るでしょ。だけどそれは、当初にいろいろその人が払っておられる分ですから、そこを布設替えでいるんや。現在使われてないんやと、使っていない、不用になったから使われてないということで解釈すれば、その分を増やしておく必要は、私はないと思うんですけど、それは現場での話という



ことで別にかましませんねけどね。ただ、それらの事もしっかりと、情報として掴んでおканなら、そういう疑問を抱かれるような施工になってしまうんじゃないのかなど。まあ、勘ぐった話ですよ、将来要るから今の時にしてもうとこと、されたような可能性も考えられてもつまらんでしょ。だからしっかりとした情報として持ってて、これはこういう事情やということを出してもらった方がいいと思います。

101号についても減額なったということですが、工事用の資材置き場等が、これは施工者が借りられて、そこへ仮の本管を設置した事で、工事施工方法で51万3,000なんぼ、減額なったんだと、だから、ラッキーやったなということですが、そこを借りられたいうことで、それだけでやったら、どれだけの距離でこれだけ、節約できるんだったら、仮の本管工事の設計ですね、それももっとシビアに考えていったら、もっと儉約できるとも出てくると違うんかなと思うんですけど、その点はどない考えておられるんですか。

上水道課長 今おっしゃるように、設計する段階では十分現地の調査もさせていただき、設計をさせていただいているつもりでございます。今もそういう考えでやっております。この101号につきましては、たまたまさっき言われたように、横に空き地があり、その空き地が広い空き地でございます。業者が借りたという、その縁へ仮配管を掘らなくてもよかったという事で、距離的にはちょっと把握しておりませんが、確かだに長かったような記憶をしております。そういう事によるしく願います。

小野委員 ちょっと元へ戻しますけれども、これは質問するのどうしようかなと迷っているんですけど、松田委員の目安地区の補償の契約という事も初めて聞かせていただいて、その後で、私なりにいろんな考えをめぐらせていた中で、飯高委員から地元の議員さんと言ったら失礼ですけど、地元の農業用揚水量が安定した確保が困難である、その事で質問をされたら、水田課長は専属で使っている井戸以外のところからも、

給水というんですか、確保していくとも考えられるというような答弁されたんですが、ちょっとその真意が分からないですね。そこまでの補償の契約があるのかなという事で、私はその契約書もしっかり見てないんですがね、今、飲料水として利用していないというのか、水道の施設ですね、3つの井戸、さっき言ってはった6号、9号、14号ですか、これは目安地区の農業用水として専属的に用意してる。飯高委員はそれを、今の田植え時期では、それだけでは不足しているんだという事で、だからどうするんだという事で質問されています。そしてたらどういう補償の契約の基で飲料水用に使っている、何号だったかな、7号かなにか、他の号数も言ってはったと思うんですけど、それで補充も考えていきますというような答弁だったと思っているんですが、もう一度ちょっとはっきりしてください。

上下水道  
課長

目安専属というのは、先ほどおっしゃったように3本あります。契約を交わさせていただく時につきましては、5号の井戸については当然原水として放流できるように、バルブで契約の直後にさせていただいて、水量を放流できるようになっております。それは灌漑用に放流するという事です。同じく7号につきましても、接続できるようにバルブ一つでなっております。それは、契約事項の中で謳われてそういう形でやらせていただいておりますので、特にこの田植え時期につきましては、少ない期間の中で多量の水とはいきませんが、要るという事でございますので、毎年毎年田植えにつきましてはそういう形であと2本を追加させていただき、灌漑用水を利用して頂いているという事でございます。

小野委員

という事は、飲料水に使っていない、専属と言ったらおかしいんですけど、住民の皆さんへ飲料水として掘った井戸、使っていない。それが3本あるんだけど、それでも田植え時期には足りないだろうという事で5号と7号に浄水場へ上げる機械にバルブでそちらへいけると、そういう具合にしていると。どれだけの量を、この井戸は住民の経費

で作っておられるんですよ。それで、水道はもちろん分かってるとおり、住民に安定した安全な水を供給するのが大使命ですよ、ここに書いているんですよ。その契約がいくらあると言っても、まずこっちを確保しないとイケないの違いますか。バルブそうしてやっている。それとね、先ほどから色々あるけど、県営水道の契約水量のシビアな考え方をやってほしいという事をやってきて、こういう具合に、監査委員さんも一応の黒字という形を出しておられるんです。そちらへなんか、こう、その事も考えたら、3本契約しているのおかしな話やなどという事で、先ほど松田委員が言っているのは聞いておったんですが、さらにまだそこへ、そういう答弁していくという事は、私はこの水道というものに対しての、住民に対する考え方としては間違っていると思うんです。補償は補償として別の話です。だから水道の決算委員会でそういう話が出るという事はおかしいと思いますので、この考え方について、もう少し補償の問題と灌漑施設、飲料水をなぜそこまでしないといけないか、という事も含めてちょっと答弁して欲しいなど。先ほど松田委員も言われて、その意味を含めておっしゃっているように思います。補償はするのだったらしないといけないけど、水道の中での別の会計からそうしてやるのはおかしい違うのかという事も含めて、ごちゃごちゃになっていると思いますのでちょっと整理して欲しいと思うんです。

上下水道  
部長

まず、この目安につきましては、昭和53年の覚書がございまして、この時に目安の井戸、村の井戸を水源としてもらう時に約束がございまして。それについては水路云々がございました。それと、田植え時期については7日以内に水を回すように、との覚書がございまして。今現在、先ほど飯高委員の質問の中でおっしゃいましたが、今現在田植え時期で出しているけれども、今出している水でもまだ足りませんから十分注意してやってほしいという事でした。そうした中で今、水田課長は水源といたしましては6号、7号、14号ございます。どうしても田植え時期、雨の降らない田植え時期、特にこの渇水時期になりま

すと、とてもこの3本では1週間で目安地域全体に農地の水が回るというのは非常に厳しい中で、5号、7号もこの時期は持っていつているという事でございます。そうした中で町の水源といたしましては、やはり目安地域の井戸につきましては、年間トータルしますと、先ほど水田課長も言いましたように、時間で80～85立方メートルの揚水量がございますので、貴重な水源でございますので、水道経営を考えていく上でも、やっぱりこの貴重な取水源となっておりますので、その53年の覚書を守りながら水量に活用してきているという事でご理解をいただきたいと思います。

小野委員      そしたら、だいたい意味分かっているんですけど、6号、9号、14号、目安地区が灌漑用水として必要としない時期には、どういう状態でこの井戸、水道が持つてる井戸はどういう状態にいてるんですか。水の要らない時期あるでしょ、そういう時はどのような形でいるんですか。

上下水道  
部長           6号、9号、14号につきましては、普段は水曜日と土日がバルブを開けております。放流をいたしております。それ以外の4日間については閉まった状態になっておるとい状況です。

小野委員      この3つについては飲料水として使っていないんでしょ、使われてないんでしょ、使っていないんでしょ。だからその事を言ってるんですよ。水道、住民のための飲料水を使ってないんですよ、それはいろんな原因があるんですよ、聞いてます。どういう事で使われないのか。だけど、今の状態のことでしたら、最初から松田委員からおっしゃったように、これは飲料水として使っていないんだと。住民のための井戸じゃないんですよ。目安地区の補償で使ってる井戸ですよ。それだけで賄ってもらったら結構です。だから、せめて飲料水として使える、契約で5号と7号ですか、バルブでそうして灌漑用水も使えるような、補償の契約かなんかでそうやっているんだけど、まず優先させるのは

こちら違うのかという事を私は言いたいです。飲料水で使ってください。その3本は飲料水として使われないんです。それも使っているのであって、使っている状態で田植え時期が一番水がいるんだと。そういう事だったらこちらから応援出してもいいけどね、その3本を専属で残している。専属というのはちょっと言ったけれども、そういう状態やから、これはやっぱり改善するべきだと思うんです。はっきりと目安地区と話して。その事について、これ、やっぱり大きな問題だと思いますし、水道決算委員会やし、また、建設水道常任委員会でも私は話をしたいと思います。

それと、木澤委員の最初の方での、監査委員さんの意見書の事で、聞かれた事でもありますので、私も始めちょっとそれとも重複するところもあるか分かりませんが、私は私なりに聞かせていただきたいと思います。決算審査意見書の中で監査委員さんは、これはこういう意見書で議会へ決算審査の時の参考資料という事でもらっているんですが、意見書の1ページで、審査の期間が平成17年5月16日から26日、このように書いているんですね。この議会でも町長の議案説明の中では、去る5月16日克明なご審査をいただき、という事で、細かい話なんですけど、実際審査で行われたのは16日だけなのか、16日から26日なのか、その点ちょっと説明してください。

上下水道  
部長 私ども監査委員さんが水道へ来られて帳票等の監査をされましたのが、5月16日、一日でございます。

小野委員 そしたら、監査事務局、監査意見書として作成されたのは、その、審査の期間というのは5月16日から26日までとなっているは、この点はどういう事なんですか。

監査事務  
局書記 代表監査委員が説明された時に少し話しされたと思いますが、その後意見書を調整する事がありますので、当然その中で内容について、例えば上水道課の方に数値とか確認も色々ありますから、最終これが

出来上がるまでの間の期間だという事で。以上です。

小野委員　そしたら、監査のあと、講評というのをされてますね、それはいつ  
なんですか。

上下水道  
部長　監査の時の最終講評は5月16日の時にいただいております。

小野委員　そしたら、決算委員会にあたって、委員長から要る資料という事で、  
私は講評の時の監査委員さんが意見書をまとめるまでに、当日16日  
ですね、担当の方へ講評された、講評されているだろうからその講評  
での発言内容をほしいんだと言ったら、どちらもない、監査室にもな  
いし、水道の方にもない。講評を聞かれて何も、メモも何もとってい  
ないのか、という事なんです、その点監査を受けられた部長はどう  
いうあれでされたんですか。

上下水道  
部長　今回の場合、特に最終講評というのは特段なかったわけです。ここ  
に書いております、付け加えて、全般的に付け加えている意見という  
のを、監査の中で言われておりましたので。例えば収納金の、この徴  
収の収納金のことでしたら、給水収益の調停をどういう具合にあげて  
いるか、という中で、こういう具合に上げております、という中で、  
そしたらこういう問題点があるな、という事で言われた項目ござい  
ます。あとは、この資産の取得価格の云々です。

小野委員　部長ね、5月16日に決算審査を終った段階で、その中ではいろん  
な事を言っておられる。だけどやっぱり講評という事でそれはなかつ  
たんですか。さっき、講評が16日にありましたと答弁もらったから  
私は聞いているんです。

上下水道  
部長　最終の講評という形式での講評というのは特段なかったという事で  
す。

小野委員 決算審査をされて、いろんな現場とかもし、私も2年間させていただいたからね。棚卸等、在庫の事でも最終の意見として、講評という時間帯はあったと記憶してるんですが、それは特段なかったということで、今度は意見書の中で見ておいてくれという形なのか、ちょっと意味が違うのかなと思うんですけど、そしたら、予算の時に定期監査の講評という事で、資料をいただいてそれらの事についてもどう考えているんだという事で質問させてもらいましたね、その事についてどう改善されたんですか。

上下水道  
部長 あの時にもまず第一点、公用車の購入の件がございました。これについては、平成17年度公用車を買う計画がございまして、それはその時に入札もしくは見積り合わせという形でやっていきたいと答弁させていただいたと思っております。それはそういう具合に17年度予算に執行したいと思っております。それと、保管材料の中で、99万円の保管材料がございました。これにつきましては、監査委員さんの方に、今は貯蔵品の中に入っておりますけれども、もう後1、2年を、どっかに使うところがないかという事の時間が欲しいという事を申し上げておりますけれども、それが、どうしても使うところがなかったら、これについては処分をしていって、99万円の損益を出していく事になってこようかと思っておりますけれども、その処分については、もう少し時間をいただきたい、とご答弁させていただいていると考えております。すいません、私、記憶しているのはその2点、大きなものとして。

小野委員 そしたらね、担当の方へ講評というのは改めてなかった。としたら、部長としては、結局この議会へ提出されているというんですか、これもこの意見書というのに対して同じような意味で読んでおられるという事でよろしいんですね。監査を終るにあたって、意見書、26日までかかって作成してもらってますね。この事でこれを今後の、本来は

監査委員さんからの講評を色々検討して住民に分かりやすい経営をしていくという立場での講評をいただいているという事で解釈しているんですか。

上下水道  
部長 これは、もう意見書でありますので、最終、講評とほぼ同等だと考えております。

小野委員 そしたら、木澤委員が、むすびについての3点についてどう考えているんだという事で、部長答弁されている中で、私はちょっとおかしいなと思ったのは、二つについては、委員会にははっきりとこういう形だからこれはできないんです、という事で言いながら、研究しますと回答してます。監査委員さんは、研究すると言っている。だけど木澤委員が質問した段階では、その三点のうち二点はこういう理由でもうできないんです。と言ったと思うんですが、もう一回その時の事を繰返してもらいたい。

上下水道  
部長 木澤委員さんに言った時と、一言一句、それは堪忍してくださいね。私、監査委員さんに申し上げましたが、例えば給水収益につきましても、こういう事で電気・ガスと同じように今はこういう状況になっておりますので、10日検針でありますのでできないという状況になっておりますと。また、破棄処分する、除却資産につきましても企業会計法上、やっぱりこういう質疑応答等見ましても一括計上をする事になっておりますと、なっておりますので、今現在はやっておらないという事にさせていただいております。と答えさせていただきました。補助金につきましても公営企業表の別表で、勘定区分が定められておりますので、これを見る限りはできません。しかし、監査委員さん本人も別途の見方をすればできる方策もあるのではないかという事で色々研究してくださいよ、と指摘されておりますので、それについては研究をさせていただきますよ、という事でご答弁させていただいたつもりなんです。



小野委員　その上で、監査委員さんはこのむすびの中で、おっしゃっているんです。その意味、そして説明の中でも私の会計理論ではこうですけど、一般に、あの方は会計士さんですかね、という事は民間の企業についての会計理論をピシッと持っておられます。ただ、今部長がおっしゃった中で、関電どうのこうのというのはちょっと調べてもらいたいなと思ったけど、それは関電が3月末での決算という形でされているんだったら、そういう方法もやってもいいのかなと。だけど、決算時期がいつなのか分からない段階で、関電がそうしてやっているから、うちもそうするんだ、という考え方はちょっと危険じゃないかな。それでね、やはりあの方がおっしゃっているのは、標準表示とか、そういうのはあるという事は理解している。だけど更にこういう事で検討する方が住民にとって分かり易い、住民にとって分かり易いというのは、あの方はやはり経営者としての感覚としてやっていってもらった方がいいで、違法じゃなかったらね。というのは、20年に予定されている値上げというのか、ああいう標記の仕方、今後の値上げの時、20年に予定しているのかどうか知らんけどね、だけど今度の値上げの時も理由がきちっと住民に理解してもらいやすいような決算をやる方が、言ったら公営企業としてもその方がいいんじゃないか、という事で提案しておられる。私は理解してるんです。そういう標準表示とかそういう、今、部長がおっしゃったような事だから同じような事で踏襲していくんだというのは、せっかく素晴らしい代表監査委員さんがそういう経営感覚で物言っておられる事を、押されているような感じして仕方ないんです。その点についてももう少し一緒になって教えてもらっていくというような、そういう感覚になれないのかなと思うんですが、どうなんですか。

上下水道  
部長　ただ今、小野委員さんのご指摘にありました事も念頭におきながら調査研究をして参りたいと考えております。

小野委員　　そういう答弁だけしてて、実際動いてくれなかったら、何回も言わないといけないし、むすびのところで、真中のところでも、現在の会計処理方法については一考を要する。と斑鳩町の監査委員さんがね、経営感覚で物を言っている、こんなもったいない話ないと思うんですね。それを変えていく気はないんだという事ですから、研究するといっても、変えていく気はないんだ。先ほどの答弁ではこういう形ですからと説明をした。それから研究していくというのと、説明をしてあるんだったら、なおこういう事もおっしゃらないと思うんです。だから、そこらの事をしっかりと、私は認識してほしいなと思いますので、よろしく願いしておきたいなという事で。

それと、つまらん質問をちょっとします。資料としてつけていただいている、資料6に財政計画表という事で鏡になっているんですが、こっち、資料6は推計表なんですね。この違いは何ですか。

上下水道  
部長　　申し訳ございません。これは正確には後ろの資料6にあります財政推計表、ちょっとこれ、今日まで修正できなくて申し訳なかった。ここには財政計画表となっておりますが、あくまでもこれは財政推計表です。次年度からこれは訂正したいと思います。

小野委員　　それとまた、部長が色々説明していただいたんですけど、これも事業会計の決算書で提案して説明するとき、という事で言ってもらえる、今までこういう形でやってきたと思いますけれども、今日ちょっと説明受けてる時に、例えば13ページの議会議決事項というね、割と詳しく言ってもらってたんですよ。みんな議員ですねん、だからこれらもつまらん事やけど、前例踏襲という事から、一刻も早くやわらかい感覚でやってもらう、それが経営者です。そこらを部長自らやっていってほしいという事をお願いします。

それと、これは私の勉強不足でお叱りを受けるか分かりませんがあえて申し上げます。28ページ、この有形固定資産明細書の注記のところに、土地の減少は、法隆寺4451番地の2（白石畑飲料水供給

施設用地)売却のため。と書かれてあって、白石畑の配水地ですかね、あれをもってあがった時点から何年になるのかな、どっかに書いてあったと思う。それからこの給水施設用地の活用方法についていろんな議員さん達が言ってたと思うんですけど、これ、いつ売却されてどういう形でなくなっているのか、ちょっと復習になるのか知らんけど、知らなかったの。

上下水道  
部長 これにつきましては、旧の白石畑の簡易水道の配水地で、白石畑のずっと山手の奥に谷筋でございます。その分です。去年に買収いたしました、平成16年度に、これも、監査の中でも早く処分したらいいと、使い道がないという事になっておりました。元の所有者に買っていただきました。現状でポンプ小屋とかコンクリートブロックの建物ありますけれども、あれを撤去するには相当費用がかかりますので、現状ある姿で、そのまま取得して欲しいとお願い申し上げまして、28,000となっております。今は元の所有者です。

小野委員 元の所有者に現状のままで、という事で。という事はあの当時監査委員さんも今おっしゃっていたと思いますけれども、議会からも何とか活用法がないのかと。それこそ地元の用水用地に使われないのかとか、固定資産の問題とか色々話されていたように思うんですけどね、これは、金額はどちらでもよろしいです。あれは確か町の、斑鳩町の名義になって、水道用地という形になってたんですかね。登記面でどういう形になっていたのですか。斑鳩町の所有じゃなかったかと思えますし、そうした場合に売却する手続きが要ると思うんですよ。だから、水道用地としてちょっと水道局じゃないからちょっと難しいと思うんですが、その点はどうなんですか。

上下水道  
部長 これにつきましては、水道の財産になっておりますので、水道ができた時に。ですから水道の方で売却した・・第二浄水場も確かそのようになっていたと思えます。目安にありました旧の、町の財産になっ

ておりましたので、水道の方で処分をさせていただきました。

小野委員 登記面で、話をしてるんですけど、斑鳩町水道部とかそういうので登記はできないと思うんです。だからそれは斑鳩町という事にあくまでもなっていたのかなと思うんです。そしたら、普通財産に変更する手続きはやっぱり必要じゃないのかなと私は思うんですが。

上下水道  
部長 これにつきましては、重複すると思えますけれども、水道の財産としてあげております。法務局の名義は斑鳩町です。財産としては水道財産であって、一般会計の財産調書にはどこにもあがってないという財産であります。

小野委員 だから、登記面の義務者は誰なんですか。それは斑鳩町でしょ。でないと法務局は受け付けないでしょ。そしたら斑鳩町としての財産管理について、斑鳩町の方には載ってないというのは、これは便宜的に載せてない事だけですから、登記というものに関しても、財産管理については私は何かちょっと腑に落ちないんですが、その点はどうなんですか。総務部長どう考えておられますか。

総務部長 先ほど、上下水道部長が申し上げておりますように、財産としては水道の方でしている、いわゆる内部的な関係でございますけれども、そういった事でやらせていただいて、財産調書の中にも一般会計の財産調書の中にもその部分は載せてないという事できております。部長が申し上げた通りでございますけれども、そうした中で、登記面についてどういう手法をとっていかなければならない、という事については、そういった登記法の問題が、クリアしていかなければならない中で、そういう手続きをとっていただいて、解決していただいたという事で承知しております。

小野委員 やっぱり、これからそこら分からんような形でされるのはおかしい

んですよ。だからいろんな共有地の問題もあるでしょ、阿波の共有地の問題あるし、そこらはごちゃにされたらだめなんです。やっぱり行政ですから。だから、きちっとした理由をつけて、形を整えてからやるべきだと思うんです。済んだ事だから別によろしいですけど、ただね、今後やはりそういう財産を移動されるという事については、もっと真剣に考えてもらっておかなければ、それで、登記ができたからといってそれで終わりじゃないという事をしっかりと考えてもらいたいと思います。やはり、町の財産の管理の中での事にも、ちょっとそれはおかしい話だという風になってきますので。それとね、一緒に話をしようと思ってたけど、ちょっと外れていくんやけど、この売却をされるという事に対しては、議会へはそういう説明は常任委員会等であった、されたんですか。

上下水道  
部長  
小野委員

これについては常任委員会に報告はいたしておりません。

この施設について、やはり当時の常任委員会も監査委員さんもおっしゃったと言ってたでしょ。議会でも何人かがやっぱり遊休施設になるのにどうするんや、といろんな意見を言ってるんですよ。そんなもんね、売却してから売却の仕方もおかしい、言っていったら追求される事あるんですよ。それを、私は聞かなかったのかなと、遠慮して言ってたけど、そんな事を平気でするという事は、議会軽視も甚だしいと思いますよ。そんな、おかしい事で何らやっているようじゃ行政としてしっかりやっていると事にならないと思うんです。そして、議会を完全に無視してるんです。みんながやっぱりこの財産をどうしよう、地域の住民のために使える方法ないのかと、いろんな質問してるんですよ、いろんな人に嫌われながらもやってるんですよ。有効に使おうとして。だから売却された事に対しては、私はどうも、何も言わないです。これはただどえらい問題だと思いますよ。登記面でそうしてやっているのもおかしいという事以上に、議会を軽視したと、私は言わざるをえないと思うんです。責任者として誰か答弁してください

い。

上下水道  
部長 私の方からさせていただきます。小野委員さんのご指摘にありましたように、建設水道常任委員会の方にこの経緯についてのご説明はいたしておりませんでした。監査についてはこういう事があるとご説明させていただきました。建設水道委員会については説明が漏れ落ちておりました。強く反省をいたしておりまして、今後こういう事のないよう十分注意して、財産管理にあたっていきたいと考えております。くどいようですけれども、非常に申し訳ございませんでした。

小野委員 担当部長はね、そういう事でいいんだと思いますけれども、やはり管理者として町長、どういう事ですか。全体の事で。

町 長 池田部長が申しましたように、私としては委員会に報告すべきだという事で、今、池田部長も言われていますように、漏れたという事は管理者として責任があると思います。今後こういう事のないように、報告を申し上げて参りたいと思います。

小野委員 登記をする時にやはり義務者として小城町長の公印を押してあると私は思っているんです。嘱託登記でされたのかどうか知らないけど、所有権の移転の。嘱託でされて、企画財政課の方でされたんだと思うんです。水道部長の方で話はされているけど、水道局というのはないし、登記はできないから、斑鳩町長の方からの嘱託登記だったと私は思うんですが、元の所有者というのは、今の権利者ですね。そこへの所有権移転をされたことについても、それは事務的に進めていく中で総務部長もその場所、そういう時にそういう事を行うという事に対しては知っておられるはずなんです。だから、その時に議会へも話もあるのか、という事もやはり池田部長とも協議すべきだと思うんですが、その点総務部長どうですか。

総務部長 必要なものについては都度、部局間の関係については協議いたしておりますので、これからもそういったものにつきましても事前に協議する中であるべきものであらうと考えておりますので、その辺でよろしくご理解をいただきたいと思ひます。

小野委員 もう結構です。

委員長 他にございませんか。

三木委員 確認します。19ページの公用車購入、平成16年11月25日、95万8,915円、購入してありますが、これ別紙の固定資産の耐用年数の中の車輛番号の中の4年、5年という事で1号車から6号車ありますけれども、これに充当するんですか。この中のものを買替えたんでしょうか。それだとするならどれでしょうか。

上水道課長 この車輛につきましては、新しく購入させていただいたものでございます。耐用年数は4年でございます。

三木委員 という事は新たに今6台ありますけれども、7号車という事で新規に購入したという事ですね。

上水道課長 6号車です。今現在5台あります。新しく1台追加して、これが6号車という事でございますので、計6台です。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

松田委員 今後、検討すると言われてるからそれでいいんですけども、目安の関係ね、先ほど飯高委員言われてますし、小野委員も指摘をなさっております。確かに契約書を見ますと、農業灌水の確保の数がずつと書いてるんですよ。先ほど言いましたように、水道で目安地区を

水源地にしている限りはいつまで有効やという言ってるんですから、これは2条に書いている3項の関係では、目安地区の農業用農地の灌漑用水の確保についてという事で先ほどからご答弁ありますように、田植えの時とか、あるいは水は一週間とか細かく書いているんですよ。これは4項の関係ですね。あとを見ますと、この工事で、一ノ坪のボーリングというのは、町がチェックを受けていると。町水利について無償譲与しますと。ただし、農業灌水で必要になったから優先的に出すんです、とこれも農業、これは共有しているのかなという感じするんです。だから、宮ノ北のボーリングは地下水が減ってきたという時には乙側と双方協議をします、町は補償をしますと言ってるんですよ。これも、飲み水の方だと思うんです。そして、一ノ坪の管理費その他の関係については町が負担をする、先ほど言われたように負担していこうとしているこの辺について、ここで新設の9号のボーリングの掘削について、5項目ほど言っているんですよ。全部この水は確保するんだと。9号井戸が渇水しても他の井戸から注水して灌漑用の用水を確保するんだという事が、これが5条で各項目5項目、6項目ですね。設備が壊れたりなんかしたら町が負担するんやと微に入り細に入り、ここに書いてあるんですよ。その時の自治会しっかりしてるなと思ってるんですけれども、墓地の給水施設も作りなさい、確かにあそこに墓地ありますわな。それから灌漑用水の配水を要するために53年から工事をすると。県単とか町単でやる、それについて全部地元負担金は町は補償しなさいと、補償と言ってるわけですよ。そして、今後ボーリング、もしもその地域でするんやったら、よく相談せよ、という事も書いているんですよ。だから、そして目安のところへ、今バイパスの関係で道路ができてますけれども、この条件になってましたけれども、53年の途中に完成するという事に言われて、あと約束事の関係で見ますとして、舗装まで計画してますよね。これは、だから補償関係ついている関係についてはほとんどしてると思うんです。水の確保の問題だけが残っているんです、ある意味ではね。そして、使わなくなった時にはこの関係設備、全部町に無償で目安に



渡すよという風に今言っているんですよ。そして、渡すけれども、10年間は効力が残っていただいて、修繕したり何かしたりすると。10年ごとに協議していくという事になって、かなり微に入り細に入り地元の負担にならないように、特に農業関係、そういう意味で私は水道だけに任せていいのか、共有しているやつもありますよ、飲料水。ところがこの契約でいくと農業用水を各専用井戸を持っているからいいという事ではなしに、専用井戸で足らなかつたら給水水路、これも使わないといけないという関係になってるわけです。それだけに、これを全部水道課に持たす関係はいいのかどうか。先ほど言いました。ちょっと説明が不十分だったと思います。これらの申入れに基づく回答の関係は一応これになっているんですけども、これは特に5号井戸の掘削をするについて、されているという事、これはほとんどされているのかなという風に思うんです。そういう意味も含めた面で検討、その場の検討だけでなしに、これらも4、5年、私言ってきたんです。この関係についてはいかなものかと。文章にした事一回もありませんけれども。だからそういう風な関係でありますし、先ほど監査報告でありました、会計処理の問題について言ってますけれども、これは色々言ってるけれども、今まで私が一緒に監査していた時にも代表監査委員から指摘がございましたけれども、非常にこの扱いを、じゃあどこでどう見るのかという事は非常に難しいと。だから、年度末の3月31日を何とか、というより水道の会計はこういう関係で処理をしていきますと決めたものをおけば、その方針をお示しすればそれでいいと思うんです。それが8末になるのか12月になるのか、3月になるのか、とにかくそれでしめると。結局、未納額というのが出てきますよね、これに。現在監査をしたりあるいは決算審査をする時の未納額というのは、ずっと新年度の分は残ってて、旧年度の分はほとんど入ってしまっていると思うんです。これは、使用料の勘定入りますから、非常に大きく見えるという関係で、水道はよく未納があるねんな、未納があるねんなという感じを受けてしまう、という事がありますので、もう少しこの辺の取扱いの規定の仕方というものをきち

つとする事によって、そういう誤解というのは解消するのかなど。そうでないと、先ほど言われましたような、言われるような関係、一般に置き換えたなら当たり前だと思うんです、これは。だからこういう関係の年度末の締め切り方の問題ですね。そういう関係について、工夫が必要と違うかな。その事がかなりそのままにしておきますと、今後非常に水道会計の水道料金の値上げの時にでも、そんなに黒字になっている状況の中で、なんでそんなことになるのか、という関係が出兼ねないと思うんです。なかなか理解を示してもらいにくいという事がありますので、その部分を念頭において、十分対応していただく事が必要ではないかなと、特に肯定していく状況であれば、更にそれを肯定する状況の中でしないと、やっぱり今後、住民に料金変えて、値上げして負担してもらうんだというのはちょっと大変だなという風に思いますので、その辺は十分対応していただきたいと思います。今日、明日にならないか分かりませんが、単に言葉の上だけであるとか、文書の上だけの改善だけではなしに、実のあるものにしていただく事が一番重要かなという感じがしますので、そのように受け止めて承知して欲しいなという要望申し上げておきたいと思います。以上です。

委員長

他にございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

皆さんにお諮りいたします。ここで採決に移ってよろしいでしょうか、それとも取りまとめのために暫時休憩いたしましょうか、どちらにしましょう。

( 暫時休憩との声あり )

委員長

とりまとめのため暫時休憩をしましょうという意見でございますので、暫時休憩いたします。

( 午後 2 時 3 4 分 休憩 )

( 午後 2 時 3 5 分 再開 )

委員長

再開いたします。

お諮りいたします。認定第 1 号、平成 1 6 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって認定第 1 号、平成 1 6 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

委員長

なお、本日の審査結果の報告については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。それではそのように取り計らってまいります。

それでは、閉会にあたりまして町長の挨拶をお受けします。

( 町長あいさつ )

委員長

去る、6月6日の定例会本会議から付託を受けました議案についての審議は全て終了いたしました。

皆さんには早朝から、慎重審議をいただきどうもありがとうございました。

これをもって、水道決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 2 時 3 7 分 閉会)

\_\_\_\_\_